

法 学 号 外
平成 29 年 4 月 6 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について

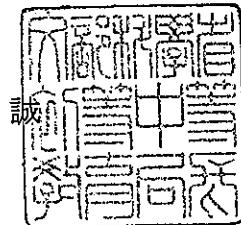
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

28文科初第1816号
平成29年3月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



(印影印刷)

不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

中でも、不登校児童生徒のうち義務教育段階の不登校児童生徒で90日以上欠席した者は、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、約7万2千人いるところです。こうした長期に不登校となっている児童生徒が行う学校以外の場での学習等に対する支援を行い、その社会的自立や社会参加を目指すことが必要です。

文部科学省におきましては、平成27年1月に「フリースクール等に関する検討会議」を発足させ、①フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け、②子供たちへの学習支援の在り方、③経済的支援の在り方、④その他フリースクール等に関連する事項について検討していただき、この度、別添のとおり「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」（以下「報告」という。）を取りまとめていただいたところです。報告においては、長期に不登校となっている義務教育段階の児童生徒への、学校以外の場、特にフリースクール等の民間の団体等や家庭での学習等に対する支援に焦点を当て、教委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の推進など、不登校児童生徒による



以外の場での学習等に対する支援の充実について提言されています。なお、総合的な不登校児童生徒への支援に関しては、平成28年9月14日付け28文科初第770号「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知）において周知したところであり、同じく学校以外の場である教育支援センターについては同通知を踏まえ、引き続き地域の実情に応じた整備充実及び活用をお願いいたします。

文部科学省としては、報告も踏まえ、不登校児童生徒への支援施策の一層の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、下記により不登校児童生徒への支援の充実に一層努められるようお願いします。

については、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれましては所管の学校、域内の市区町村教育委員会教育長に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては認可した学校に対して、報告の内容について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

記

（1）教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実

不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かい支援を行うため、教育委員会・学校と、民間の団体等とが連携し、相互に協力・補完し合うことが重要であること。また、不登校児童生徒が通う場を通じた支援を充実させる上で、民間の団体等の間の連携協力の取組などにより、その活動の充実が図られることは重要であること。

このため、教育委員会においては、民間の団体等と定期的に協議を行う連携協議会を設置するほか、民間の団体等との連携による不登校に関する会の開催などの協働した取組や、公と民との連携による施設の設置・運営を行うなど、地域の実情に応じ、連携に向けた取組を段階的に推進する必要があること。

（2）家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒についても、社会的自立に向かえるよう、家庭への学習等の支援を行うことや、当該学習等への社会的な理解の促進を図ることは重要であること。また、児童生徒や保護者の状況を見極めながら、必要に応じ関係機関間の連携を図りつつ、保護者への情報提供やICT等を通じた支援、家庭への訪問等による支援の充実を図る必要があること。

このため、教育委員会においては、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の保護者に対する幅広い情報提供や、不登校児童生徒の保護者間の交流機会の提供など、早急な支援の充実が求められること。

(3) 支援のための体制整備

児童生徒や保護者、関係機関・団体等の状況を踏まえた支援の継続的な改善・充実や、関係者が連携した支援を進める必要があること。

このため、教育委員会においては、地域の実情に応じて、民間の団体等や家庭など学校以外の場での学習等に対する支援に関する担当部署等の明確化や、児童生徒の状況に応じ民間の団体等を含む関係機関の参画を得つつ、学校との緊密な情報共有、連携体制の構築を図る必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

電話：03-5253-4111（内線 3299）

(C)

(C)

不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実 ～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～ (「フリースクール等に関する検討会議」報告の概要)

第一章 現状・課題及び基本的な方向性

<学校以外の場での学習等に対する支援の必要性>

- 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化。
- 不登校への対応に当たっては、学校の取組の一層の充実が必要。
- それと同時に、長期に不登校となっている児童生徒の学校以外の場での学習等に対する支援を行い、その社会的自立や社会参加を目指すことが必要。
- その際、義務教育に責任を負う市町村教育委員会が、国や都道府県教育委員会と連携し、学校と緊密な情報共有を図りながら、支援を推進する役割を担うことが必要。

<基本的な方向性>

1. 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実を図ること
2. 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実を図ること
3. 支援のための体制整備を図ること

第二章 教育委員会・学校と民間の団体等の連携等による支援の充実

【教育委員会・学校と民間の団体等の連携による支援の推進】

- 意義：きめ細かい支援、教育委員会・学校による状況の把握、民間の団体等の認知の向上
- 現状：フリースクール等が所在する自治体でも、約半数の自治体では連携が行われていない

以下等の連携の取組の推進が必要

連携協議会の設置、協働した取組、公と民との連携による施設の設置・運営など

(具体的施策)

- ・国：連携推進のモデル事業の実施、連携の先進事例の周知
- ・教育委員会：地域の実情に応じ、連携に向けた取組を段階的に推進

【民間の団体等の活動の充実】

- 児童生徒の状況に応じた支援がより行われるよう、民間の団体等の活動の一層の充実が期待

以下等の取組の充実が期待

- ・民間の団体等の間の連携協力を通じた活動の充実（スタッフ研修等の共同実施、相互評価の仕組みの構築、中間支援組織の形成）
- ・支援プラン等の作成とそれに基づく支援

(具体的施策)

- ・国：民間の団体等や研究機関に委託することなどにより、相互評価や中間支援組織の在り方、支援プラン等の作成・活用などに関する調査研究を実施

(C)

(C)

第三章 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

- 家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒やその保護者への支援が必要

以下の取組の充実が必要

- ・保護者への情報提供等（在籍校や進路、学校以外の支援の場、不登校の保護者の会の情報等）
- ・ICT等を通じた支援
- ・訪問による支援（家庭等を訪問し、相談対応や学習支援などを実施）

（具体的施策）

- ・国：訪問型支援を推進するためのモデル事業の実施や教育支援センター等の整備、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置・研修の充実
- ・教育委員会：地域の実情に応じ、不登校の保護者の会の情報提供等の支援方策を充実

第四章 支援体制の整備

- 支援体制の整備により、支援の継続的な改善・充実や関係者が連携した支援が可能

以下の体制整備が望まれる

- ・担当部署等の教育委員会等の中への位置付けや、関係者が連携した支援体制の構築
- ・支援の目標・取組等を記載する様式の作成

（具体的施策）

- ・国：自治体での支援体制を整備するモデル事業の実施、研究機関への委託等により全国的なセンター機能の整備の在り方について調査研究
- ・教育委員会：地域の実情に応じ、支援体制を整備

第五章 今後の検討課題

- 制度上の位置付け

- ・今後、学校以外の場での学習等がどのように充実されるかを見定めることが必要

- 経済的支援

- ・現在のモデル事業を基本に、経済的な困難等を抱える家庭への支援の具体的展開を図る
- ・公と民との連携による施設の設置・運営の推進も経済的支援の充実方策の一つ

()

()

不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実
～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～

報告

平成29年2月13日
フリースクール等に関する検討会議

目次

はじめに

第一章 現状・課題及び基本的な方向性

(1) 不登校の状況の多様性・複雑性	3
(2) 学校以外の場での学習等に対する支援の必要性	6
(3) 学校以外の場での学習等に対する支援に関する現状・課題	8
(4) 学校以外の場での学習等に対する支援の基本的な方向性	13

第二章 教育委員会・学校と民間の団体等の連携等による支援の充実

(1) 教育委員会・学校と民間の団体等の連携による支援の推進	14
ア. 現状・課題	
イ. 推進のための方策と考え方	
ウ. 具体的施策	
(2) 民間の団体等の活動の充実	20
ア. 現状・課題	
イ. 充実のための方策と考え方	
ウ. 具体的施策	

第三章 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

(1) 保護者への情報提供等	23
(2) ICT等を通じた支援	24
(3) 訪問による支援	25
ア. 現状・課題	
イ. 推進のための方策と考え方	
(4) 具体的施策	30

第四章 支援体制の整備

(1) 整備に関する方策と考え方	31
(2) 具体的施策	33

第五章 今後の検討課題

おわりに

はじめに

- 「フリースクール等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）は、教育再生実行会議の第5次提言「今後の学制等の在り方について」（平成26年7月3日）において、「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行なうインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。」とされたことを受け、平成27年1月27日に設置されたものである（→資料1・2）。
- 検討会議では、フリースクール等で学ぶ子供たちの現状を踏まえ、学校以外での学習^{*1}の制度上の位置付けや、子供たちへの支援策の在り方について検討を行うこととされた。検討事項は、次のとおりである。

フリースクール等に関する検討会議における検討事項

- (1) フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け
- (2) 子供たちへの学習支援の在り方
- (3) 経済的支援の在り方
- (4) その他フリースクール等に関連する事項

- これらの検討事項について、平成29年1月30日までに14回にわたる会議を開催し、民間の団体等^{*2}や教育委員会、関係機関などから様々な取組や意見を聴取しながら議論を進めてきた（→資料3）。この間、不登校の経験者や保護者からのヒアリング、海外の状況についてのヒアリングを含め延べ21人からのヒアリングを行うなど幅広く意見を聞くことに努めた。平成28年7月には、議論の経過を「審議経過報告」として取りまとめ、パブリックコメントを通じて広く一般から意見を募集した。
- なお、不登校への対応の在り方については、検討会議と同じ平成27年1月27日に「不登校に関する調査研究協力者会議」が設置され、平成28年7月に最終報告を公表している（→資料4・5）。
- 「不登校に関する調査研究協力者会議」においては、不登校に関する施策全般について検討が行われた一方、検討会議では、不登校に関する施策の中で、特に、

*1 この報告書における「学習」は、社会的活動や自然体験を通じた学習、教科学習、スポーツ活動や芸術活動、集団活動を通じた学習など幅広い学習の態様を指す。

*2 「民間の団体等」は、不登校児童生徒を受け入れ、相談や学習機会の提供等を行っている民間の団体、施設のことであり、例えば、フリースクールやフリースペースなどの名称で運営されている。

長期に不登校となっている義務教育段階^{*3}の児童生徒への、学校以外の場での学習等に対する支援に焦点を当てて検討を行ったものである。

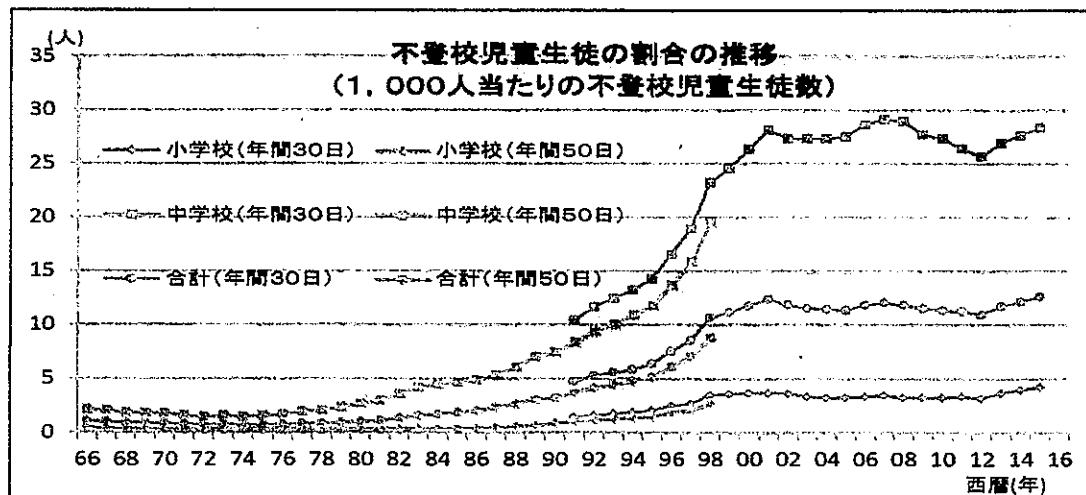
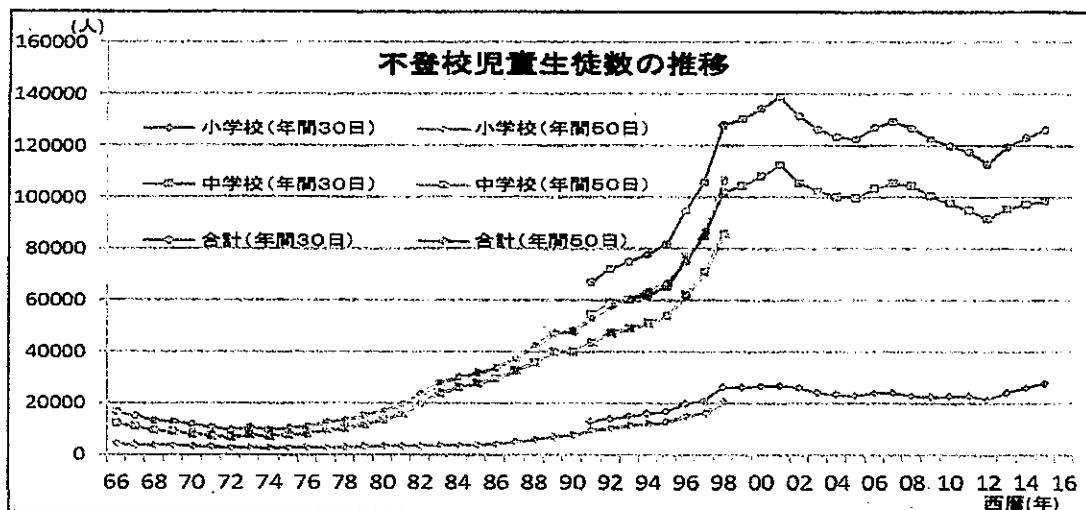
- さらに、平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が成立した。
- 法は教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としていることから、本報告で提言する施策を推進することは法の趣旨にも合致するものと考えられる。

*3 「不登校に関する調査研究協力者会議」では、中学校卒業後の課題として、高等学校の取組や、中学校卒業後の就学・就労、「ひきこもり」への支援が検討対象となっていた。

第一章 現状・課題及び基本的な方向性

(1) 不登校の状況の多様性・複雑性

- 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値)(以下「生徒指導調査」という。)における義務教育段階の不登校⁴児童生徒数は約12万6千人であり、平成24年度から3年連続で、人数・割合ともに増加している。



*4 生徒指導調査においては、「不登校」は連續又は断続し年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）と定義している。

- 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化しているという指摘もある。
- 生徒指導調査において、義務教育段階の不登校の要因を「本人に係る要因」でみると、「不安」や「無気力」が約6割を占める。また、小・中学校とも「不安」の傾向がある不登校児童生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多く、「無気力」の傾向がある不登校児童生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況」「学業の不振」が多い（→資料6）。
- また、不登校経験者へのアンケートに基づく追跡調査^{*5}においては、「友人との関係（いやがらせやいじめ、けんかなど）」を不登校のきっかけとして挙げた者が半数以上であり、次いで、「生活リズムの乱れ」、「勉強が分からぬ」を挙げた者が3割、さらに、「先生との関係」を挙げた者が4分の1を超えていた（→資料7）。
- 検討会議においては、様々な要因・背景がある中で、学校において、児童生徒間のいじめやトラブルに対して適切な対応がされていなかったり、児童生徒が理解できるよう学習指導を行うことが十分できていなかったり、学校が安心して通える児童生徒の居場所となっていなかったりするなど、学校環境に起因した不登校も少なくないという指摘があった。
- 近年、不登校児童生徒の中で、発達障害^{*6}のある児童生徒が増えてきたとの指摘もある。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童生徒の特性に対する学校の理解は進みつつあるが、教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が十分になされず、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないなどの課題が改善されず、結果的に不登校に至る事例もあることが懸念される。
- 不登校の背景に、家庭環境や貧困の課題^{*7}があるという指摘もある。例えば、平成5年度と平成18年度の上記の追跡調査の結果を比較すると、「家族の生活環境

*5 「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」（平成26年7月文部科学省公表）

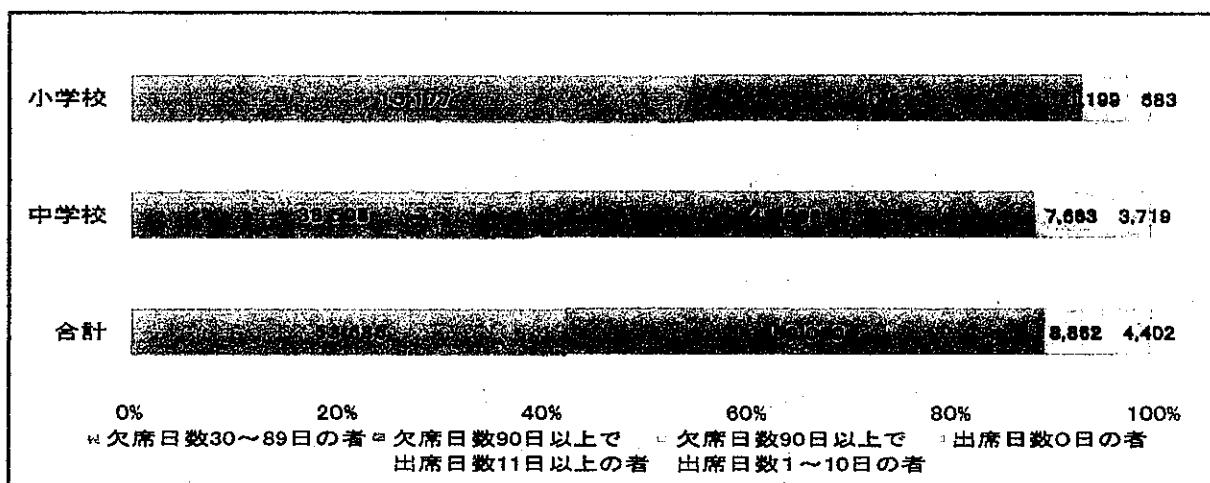
*6 発達障害者支援法において、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義される。

*7 子供の貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立するとともに、同年8月に政府において「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子供の貧困に関する指標が設定された上で当該指標の改善に向けた当面の重点施策として教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等を行うこととされている。

の急激な変化」を不登校のきっかけに挙げる割合は2倍以上（4.3%→9.7%）に増加している。検討会議では、非行や不良行為を伴う急学の態様をとる不登校の背景に、家庭環境や貧困の課題がある場合があるという指摘があった（→資料7）。

- 不登校児童生徒については、生徒指導調査の定義上、年間30日以上の欠席が要件となっている。小中学校の年間の学校の授業日数の多くは約200日であることから、約12万6千人の不登校児童生徒の中には、年間30日間欠席している児童生徒から、年間約200日間欠席している児童生徒までが、幅広く含まれている。
- 平成27年度生徒指導調査において、調査方法の見直しが行われ、欠席日数に応じた児童生徒数の調査を行った。同調査における、義務教育段階の不登校児童生徒の年間の欠席日数別の状況は、以下のとおりである。

区分	欠席日数30～89日の者	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者	欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者	出席日数0日の者	不登校児童生徒数				
小学校	15,177	55.0%	10,522	38.1%	1,199	4.3%	683	2.5%	27,581
中学校	38,508	39.1%	48,538	49.3%	7,663	7.8%	3,719	3.8%	98,428
合計	53,685	42.6%	59,060	46.9%	8,862	7.0%	4,402	3.5%	126,009



- 同調査の結果から、義務教育段階の不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している者は、小学校12,404人、中学校59,920人、全体で72,324人であり、不登校児童生徒に占める割合は、小学校44.9%、中学校60.9%、全体では57.4%である。
- 出席日数が10日～0日の者は、小学校1,882人、中学校11,382人、全体で13,264人であり、不登校児童生徒に占める割合は、小学校6.8%、

中学校 11.6%、全体では 10.5% である。

- その中で出席日数が 0 日の者は、小学校 683 人、中学校 3,719 人、全体で 4,402 人であり、不登校児童生徒に占める割合は、小学校 2.5%、中学校 3.8%、全体では 3.5% である。

(2) 学校以外の場での学習等に対する支援の必要性

- 不登校児童生徒の多くは年間ある程度の日数、学校に通っており、不登校への対応においては、学校による取組の一層の充実が必要である。
- 法においても、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」（法第 3 条第 1 号）が基本理念として定められている。
- 各学校においては、児童生徒の教育的ニーズを把握し、深い児童生徒理解の下で、分かる授業の推進、教職員・児童生徒間の信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係づくり、人権教育の推進、学級経営の充実、関係者間の情報共有による組織的・継続的な対応を行うこと等を通じて、不登校児童生徒にとって安心できる魅力ある学校環境を作る必要がある。
- 他方、上記のように、不登校児童生徒の中には、長期に不登校となっている児童生徒がいる。
- 法第 3 条第 3 号において、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と定められているよう、学校においては、こういった長期に不登校となっている児童生徒に寄り添いつつ学校環境を整えたり、教員が児童生徒と関わりを持ち続けたりすることが必要である。
- また、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校の設置や、夜間中学での不登校児童生徒の受入れといった、既存の学校の仕組みの活用も重要である。例えば、京都市立洛風中学校、洛友中学校のように、それぞれの地域ごとに独自の特色のある取組を開拓し成果を上げている学校もあり、今後の参考となる。
- それらと同時に、このような児童生徒が学校で学習活動や体験活動、友人と触れ合う機会などを十分得られていないことを踏まえ、学校以外において様々な活動を行うことができる場所や機会を確保するなど、学校以外の場での学習等に対する支援を行い、その社会的自立や社会参加を目指すことが必要である。

- 児童生徒は、いずれ社会に出て、社会の形成者として社会生活を営むものであり、学校は社会的活動や自然体験活動、教科学習、スポーツ活動や芸術活動、集団活動を行うことなどを通じて、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培っている。
- 学校以外の場での学習等についての支援を不登校児童生徒に対して行う際にも、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、社会に参加し、豊かな人生を送ることができるよう、その社会的自立に向けた支援が行われる必要がある。また、その際の支援の態様としては、不登校には様々な要因・背景があることを理解し、個々の不登校児童生徒の状況や意欲に応じた多様な形で行われる必要がある。
- そのことについて、法は、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」（法第3条第2号）と定めている。
- 不登校児童生徒への支援は、不登校児童生徒の多様な状況に対応できるよう公的機関や民間の団体など関係機関・団体等とが連携して行うことが求められる。また、授業や部活動など様々な業務を担う教員に学校以外の学習等への支援を過度に期待することには限界がある。
- このため、教育委員会、特に義務教育に責任を負う市区町村教育委員会が、国や都道府県教育委員会と連携し、学校と緊密な情報共有を図りながら、不登校児童生徒に対する学校以外の場での学習等に対する支援を推進する役割を担う必要がある。
- また、都道府県教育委員会においては、域内における学校以外の場での学習等に対する支援が推進されるよう、市区町村教育委員会の取組への支援や市区町村教育委員会間の情報共有の推進など、広域的な観点から支援の推進に取り組む必要がある。
- さらに、国においては、モデル事業の実施や先進事例の周知等を通じて学校以外の場での学習等に対する支援に関する好事例を普及させるとともに、必要な人的・財政的措置を通じた環境整備の一層の充実を図る必要がある。
- 検討会議では、以上のような問題意識の下、長期に不登校になっている児童生徒に対する、学校以外の場での学習等に対する支援に焦点を当てて、検討を行ってきたところである。

(3) 学校以外の場での学習等に対する支援に関する現状・課題

(現状)

- 不登校児童生徒に対する学校以外の場での学習等に対する支援としては、大きく、不登校児童生徒が通う場を通じた支援と、家庭にいる不登校児童生徒への支援がある。

① 不登校児童生徒が通う場を通じた支援

- 不登校児童生徒が通う場の提供を行っている機関・団体等としては、教育支援センター（適応指導教室）などの公的機関や、フリースクールなどの民間の団体等が挙げられる。

i) 教育支援センターによる支援

- 教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行っており、平成27年度間に約16,000人の義務教育段階の児童生徒が支援を受けている（→資料9・10）。
- 現在、自治体により全国に約1,300箇所の設置が行われているものの、全自治体のうち、教育支援センターを設置していない自治体は730（全体の40%）に上っている。
- また、教育支援センターが設置されている場合においても、職員配置や施設設備が十分でないなど、個々の不登校児童生徒の状況に応じた十分な支援が行われていない場合がある。
- さらに、教育支援センターに通うことを希望しなかったり、在籍はしていても通所が途切れてしまったりする児童生徒もいる。
- 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～（平成28年7月）」（以下「不登校調査研究協力者会議報告」という。）の中では、教育支援センターを中心とした支援体制の整備が提言されている。

（※なお、教育支援センターの整備充実については、主に「不登校に関する調査研究協力者会議」で扱われており、検討会議では基本的に扱わない。）

ii) 民間の団体等による支援

- フリースクールなどの民間の団体等は、民間において自主的に設置・運営されており、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っている。
- 平成27年3月に、文部科学省において民間の団体等について全国的な調査が行われた（以下「民間の団体等調査」という。）*8（→資料11）。その結果、小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設について、次のような実態が把握されたところである。

【1 団体・施設の形態】

- ・ 法人格を有する団体・施設が、7割弱（NPO法人が5割弱）
- ・ 2000年以降に設立された団体・施設が全体の7割弱
(設立から30年以上経過している団体・施設も20以上存在)

【2 在籍者数等】

- ・ 在籍する義務教育段階の子供の数は、約4,200人
(1団体・施設当たりの子供の数は平均約13.2人)

【3 スタッフ数等】

- ・ 勤務するスタッフの数は、約2,900人
うち、有給・週5日以上勤務するスタッフの数は、約900人
(1団体・施設当たりの有給・週5日以上勤務スタッフ数は平均約2.8人)

【4 活動内容等】

- ・ 個別の学習、相談・カウンセリングを行っている団体・施設が、それぞれ約9割
- ・ 社会体験、自然体験、調理体験、芸術活動、スポーツ体験は、いずれも7割以上の団体・施設で実施
- ・ 5割以上の団体・施設が、家庭への訪問を実施
- ・ 授業形式（講義形式）による学習は、約4割の団体・施設で実施

【5 会費等の状況】

- ・ 月額の会費（授業料）は、1～3万円・3～5万円とする団体・施設が、それぞれ4割弱、平均額は約3万3千円

【6 施設の保有状況】

- ・ 約95%の団体・施設が、常設の施設を保有

*8 「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」（平成27年8月公表）（文部科学省）（存在が確認された474の民間の団体・施設にアンケートを送付し319の団体・施設から回答（回収率：67%））

- ・常設施設を有する団体・施設のうち、約3割が自己所有、約1割が公共施設を借用、約6割が民間施設を借用

【7 設置の状況】

- ・全ての都道府県に1つは設置されている
(東京都、神奈川県、大阪府など20以上設置されている都道府県がある一方、11県では2つ以下の設置)

- 総じて、民間の団体等の規模は大きくなく、独自性・多様性を持ちながら、一人一人の不登校児童生徒の状況に応じて、学習活動や体験活動、人と関わる機会や安心して過ごせる場所の提供などを行っていることができる。
- 民間の団体等は、調査結果の通り偏在しており、存在していない地域も多い。また、地域に民間の団体等がある場合においても、保護者や地域住民にその存在があまり認知されていなかったり、個々の児童生徒にとって適切な支援の場となっているかを判断する情報が乏しかったりする場合が少なくない。
- その背景の一つとしては、民間の団体等の状況を学校や教育委員会が十分把握していないこと等から、民間の団体等についての情報提供が必ずしも行われていないことが考えられる。
- 検討会議においては、民間の団体等に関する、
 - ・民間の団体等が提供している不登校児童生徒の居場所は貴重であり、そこで自分の存在を受け止めてもらえる、時間が過ごせる、学習ができる、人と接することができるということが重要
 - ・民間の団体等は、ゆっくり休むことも児童生徒に認めながら、選択制の講座や個別の学習支援、体験活動などを実施している
 - ・遊びや食事をともにすることで暮らしを取り戻すという視点が重要である
 - ・さまざまな障害を抱える児童生徒を受け入れる姿勢や非行に走りがちな児童生徒に関わっていく姿勢を大事にしている
 - ・民間の団体等は、それぞれ独自性があり、それぞれで学び方は多様である
 - ・児童生徒が社会的に自立できるよう支援しており、多くの児童生徒が、民間の団体等で過ごした後、学校生活を再開したり進学や就職したりしているといった指摘や、
 - ・民間の団体等の財政状況は厳しい
 - ・民間の団体等に通いたくてもお金を払えないという声もあるなどの指摘があった。

② 家庭にいる不登校児童生徒への支援

- 不登校児童生徒の中には、家庭で多くの時間を過ごしている児童生徒がいる。

教育支援センターや民間の団体等に在籍している児童生徒についても、実際にはほとんど通っていない場合があることも考えられる。

- このような児童生徒への支援のため、児童生徒の保護者への情報提供、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援などが行われている。

i) 保護者への情報提供等

- 不登校児童生徒の保護者にとって、教育支援センターや民間の団体など支援を受けられる場や児童生徒の進路、保護者間で交流する不登校の保護者の会などに関する情報を得られる機会は重要である。
- 他方、平成28年2月に行われた訪問型支援や保護者への情報提供に関する文部科学省調査（以下「訪問型支援等調査」という。）によると、現在、保護者を対象とした不登校に関する説明会や、不登校の保護者の会の開催・開催支援を行う教育委員会は、全国の都道府県・市区町村教育委員会の2割以下にとどまっている（→資料28）。

ii) ICT等を通じた支援

- 家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒への支援のため、自宅においてICT等を活用した学習を行った場合に、一定の要件の下、当該学習を指導要録上学校における出席扱いとすることが認められている*9。
- なお、出席扱いの対象となる学習活動については、必ずしもICTを活用したものである必要はなく、ファックスや郵便を活用した場合も対象となる。ICTを活用した例としては、各教科の解説画像を視聴し課題を提出して添削を受けるという学習活動を、民間事業者の提供により自宅で行った場合に出席扱いと認められた事例がある。
- しかしながら、生徒指導調査によると、平成27年度において、このような学習により出席扱いとされた児童生徒は275人であり、仕組みの一層の活用が期待される（→資料12）。

*9 平成17年7月6日文部科学省初等中等教育局長通知において、家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた進路選択を支援するため、一定の要件の下で、自宅において教育委員会、学校、学校以外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとしたりその成果を評価に反映したりすることとされた。

iii) 訪問による支援

- 家庭等を訪問することにより、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒やその保護者に対する相談対応、学習支援などを行う「訪問型支援」が行われている。
- 現在、訪問型支援を行っている教育支援センターが一定程度存在するとともに、福祉的な観点から訪問型支援やそのための体制作りを担っているスクールソーシャルワーカーの配置なども進められている。
- しかしながら、訪問型支援等調査によると、継続的・計画的な訪問型支援を行っている教育委員会は、全国の都道府県・市区町村教育委員会の約3分の1にとどまっている。

③ 支援のための体制整備の必要性

- 以上のような学校以外の場を通じた支援や訪問型支援等による支援を、関係者の連携の下継続的・組織的に行うためには、そのための支援体制の整備が必要である。
- また、当該支援体制による広報活動等を通じて、不登校児童生徒が行う学校以外の場での学習等について広く社会で理解されるよう、周知を図ることも必要である。
- 不登校となった児童生徒については、学校に行っていないことへの強い罪悪感を感じ、自己否定感を持つ場合が多いことが指摘されている。
- 検討会議においても、不登校を経験した者や不登校児童生徒の保護者による発表及び手記により、児童生徒には登校できないことに対する罪悪感や自己否定感が、保護者には児童生徒を登校させなければならないという切迫した思いが生まれ、両者の間に強い葛藤が生じたり、時には、児童生徒が自分自身や家族を傷つける事態が生じたりする場合があることが紹介された(→資料13)。
- 不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。また、不登校児童生徒の状況によっては、学校以外で学習等を行ったり、一定期間ゆっくり休んだりすることが本人の社会的自立につながるという認識を広く社会に浸透させることで、児童生徒が自信を持って学校以外の場での学習等を行う環境の醸成を図る必要がある。

(課題)

- これらの学校以外の場での学習等に対する支援についての現状を踏まえると、まず、不登校児童生徒が通う場を通じた支援の充実のため、今後、国及び自治体は、支援の場の整備・促進やその認知の促進等を一層図ることが必要である。特に、民間の団体等が不登校児童生徒の社会的自立を支援するための地域の教育資源として十分認識されていない場合があり、教育委員会・学校が民間の団体等との連携を深めること等により、支援の広がりを図る必要がある。
- また、家庭にいる不登校児童生徒への支援については、取組を進めている自治体が限られており、今後、全国的に取組の推進を図る必要がある。
- さらに、これらの学校以外の場での学習等に対する支援を推進するための体制整備を図る必要がある。

(4) 学校以外の場での学習等に対する支援の基本的な方向性

- 以上の現状・課題を踏まえ、今後、学校以外の場での学習等に対する支援を進める上で、国及び自治体が目指すべき施策の方向性は、以下の3点である。
 1. 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実を図ること
 2. 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実を図ること
 3. 支援のための体制整備を図ること
- 今後、国及び自治体が、学校以外の場での学習等についての社会的な理解の促進を図りつつ、このような施策を進めることにより、学校による取組とあいまって、個々の児童生徒の意見を尊重しながら、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けて、その多様な状況に対応したきめ細かい支援を実現することが必要である。

第二章 教育委員会・学校と民間の団体等の連携等による支援の充実

(1) 教育委員会・学校と民間の団体等の連携による支援の推進

ア. 現状・課題

- 教育委員会（教育センターや教育支援センター等の機関を含む。）・学校と、多様な学習機会を提供しているフリースクールなどの民間の団体等とが連携し、相互に協力・補完し合うことは、不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かい支援を行う上で重要である。
- また、教育委員会・学校との連携が民間の団体等の地域社会での認知につながり、そのような認知が民間の団体等で学んでいる児童生徒の自己肯定感を高めるという意義も大きい。
- 教育委員会・学校と民間の団体等との連携については、これまでもその必要性が指摘されてきたところである。
- 例えば、平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知（以下「平成28年通知」という。）では、「児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。」とされている。
- これは、平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知の趣旨をより明確化した内容となっていると言える。
- 平成28年2月に、文部科学省により、教育委員会・学校と民間の団体等との連携についての取組状況を把握するための調査が行われた（以下「連携調査」という。）。調査の対象は、全都道府県教育委員会と、小・中学校に通っていない義務教育段階の児童生徒が通う民間の団体・施設（以下「フリースクール等」という。）が所在する市区町村教育委員会、合計288自治体である（→資料14）。
- 調査の結果、分かったことは次のとおりである。
 - ・ フリースクール等が所在する自治体でも、約半数の自治体では連携が行われていない
 - ・ 連携が行われている自治体でも、その多くは教育委員会の職員によるフリースクール等への視察にとどまっている
 - ・ 連携を進める上での課題として、フリースクール等との連携が学校復帰のた

めの取組と相容れるか明確でないことや、連携の効果が明確でないことが多く挙げられている

＜教育委員会・学校とフリースクール等の連携に関する取組＞(288自治体中・複数回答あり)

	0	20	40	60	80	100	120	140	160	180
教育委員会の職員が、フリースクール等を視察している						92				
ホームページなどを通じてフリースクール等を紹介している			21							
フリースクール等との連携を目的とした協議会を設置している		17								
教育委員会が設置する会議の構成員にフリースクール等が入っている		17								
教育委員会の事業等へのフリースクール等の参加を認めている				46						
教育委員会とフリースクール等で共同で事業等を行っている		19								
フリースクール等に対して事業委託を行っている		13								
フリースクール等に対して施設の貸与を行っている		6								
フリースクール等を施設の指定管理者として指定している		2								
フリースクール等が使う際の施設使用料の減免を行っている		7								
フリースクール等に教職員を派遣し、研修を行っている		1								
学校に対してフリースクール等に関する情報提供をしたり、学校によるフリースクール等の訪問を促したりしている				67						
特に連携の取組を行っていない									153	
その他	23									

＜フリースクール等との連携を進める上での課題＞(288自治体中・複数回答あり)

	0	20	40	60	80	100	120	140	160
フリースクール等の活動内容等についての情報がない						100			
どのフリースクール等と連携すればいいかが分からない				55					
フリースクール等との連携の効果が明確でない							116		
フリースクール等との連携が学校復帰のための取組と相容れるかが明確でない								146	
児童生徒等に関する個人情報の共有が難しい							102		
フリースクール等との連携について、学校の理解が十分でない				66					

イ. 推進のための方策と考え方

- 民間の団体等により支援を受けている児童生徒は、市区町村教育委員会・学校が責任を持って育むべき児童生徒であり、校長は、民間の団体等により支援を受けている児童生徒の学習状況等を把握し、指導要録上当該学習の評価を行ったり出席扱いとしたりすることとできることとされている。
- また、民間の団体等における支援の在り方は、教育委員会や学校が通常行っている指導や支援と異なる態様で行われている場合もあるが、個々の児童生徒にとっては、それが学校で十分受けられなかつた不可欠な支援である場合がある。
- こういったことを踏まえると、教育委員会・学校が、民間の団体等で支援を受けている児童生徒の状況を把握するとともに、民間の団体等が行っている取組への理解を深められるよう、民間の団体等との連携を幅広く行うことは必要なことである。
- このような考え方の下、検討会議においては、連携が進んでいる地方自治体の取組をヒアリングすること等により、連携を進めるための方策について協議してきた。

(視察・意見交換、連携協議会の設置、教員派遣)

- 連携を進める上で第一に重要なことは、不登校児童生徒の社会的自立を支援するという共通の目標を有しているという認識の上に立って、教育委員会・学校と民間の団体等が関わりを持ち、一定の信頼関係を築くよう努力することである。
- 信頼関係の構築には、実際に対面し、意見交換を行うことが欠かせない。例えば、教育委員会の職員や学校の教職員が民間の団体等を訪れ、児童生徒の様子や民間の活動を見て、意見交換を行ったり、民間の団体等のスタッフが教育委員会等の職員と会い、情報共有を行ったりすることは連携の第一歩である。
- また、連携の先進自治体においては、視察を行うにとどまらず、教育委員会と民間の団体等の間の連携協議会を立ち上げ、定期的に協議を行っている事例がある。
- 例えば京都市の「京都市児童生徒登校支援連携会議」は、当初、行政機関同士の情報交換をする場であったものが、平成18年度から民間の団体等の代表が委員として加わり、民間の団体等を含めた幅広い関係者の間で「お互いに顔の見える関係」を作る場として機能している(→資料15)。

- 川崎市の「川崎市不登校対策連絡協会」では、教育支援センター、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者センター、県警察少年相談保護センター、民間の団体等といった多様な関係機関で構成されており、教育支援センターや民間の団体等の双方の見学会を実施するなど連携が進んでいる。
- また、神奈川県では、平成18年2月から、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」が設置され、県全体で学校等と民間団体等との相互理解の推進を図っている。あわせて、県内を9地区に分けた地区連携協議会が設置され、各地区ごとの連携の推進も図られている(→資料16)。
- 同県ではさらに、民間の団体等を教員の派遣体験研修の派遣先の一つとし、1年間、民間の団体等による支援を教員に体験させることにより、不登校児童生徒への対応についての理解を深めさせる取組を行っている。

(協働した取組の実施)

- 連携方策の次のステップとして考えられるのが、協働した取組の実施である。例えば、教育委員会の事業に民間の団体等の児童生徒やスタッフが参加したり、両者が共同で会の開催を行ったりすることなどが挙げられる。
- このような事例として、大分県では、県立図書館が行っている調べ学習や読み聞かせ等の活動に、民間の団体等に在籍している児童生徒への参加を呼びかけ、社会性を育む契機としている例がある。
- 神奈川県教育委員会では「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」と共催し、不登校児童生徒及びその保護者向けの「不登校相談会」を年間2回開催している。ここには、神奈川県内の民間の団体等のスタッフも相談窓口を開設しており、児童生徒や保護者はスタッフに相談することができる。このほかに、県内を7地区に分けて「進路情報説明会・不登校相談会」を毎年開催し、「不登校相談会」と同様に、民間の団体等の相談窓口を開設している(→資料16)。
- 教育支援センターと民間の団体等が連携している事例もあり、例えば、横浜市では、教育支援センターの職員と民間の団体等のスタッフが相互に訪問し懇談の場を持ったり、双方の児童生徒が文化行事や合宿活動を通して交流したりといった取組が行われている。

(事業委託等)

- さらに、自治体によっては、民間の団体等に事業を委託することなどにより、民間の団体等のノウハウを活用した支援を行っている事例がある。

- 事業委託については、現在、全国24の自治体（うち教育委員会が13）で行われている。委託の内容は、体験活動、教育相談などであり、民間の団体等のきめ細やかな事業運営により、児童生徒の多様な状況に応じた支援が行われることが期待されている（→資料14）。
- また、東京都では、支援団体の育成・増加や、利用者が支援団体から安心して支援を受けられる環境を作ることを狙いとした、民間の団体等との連携事業を行っている。
- 「ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業」であり、この事業では、NPO法人等からひきこもり等の状態にある若者及びその家族を対象とした訪問相談や居場所提供等についての企画を募集し、1年間の研究助成を行っている。当該NPO法人等は、最初の1年間は「研究団体」として、活動が適切と認められれば、それ以降は「登録団体」として活動を行うことができる（→資料17）。

（公と民との連携による施設の設置・運営）

- 公共施設の指定管理者に民間の団体等を指定すること等により、自治体と民間の協働の下、不登校児童生徒を支援する施設の設置・運営が行われている事例もある。
- このような例として挙げられるのが、川崎市が青少年教育施設の指定管理者として民間の団体等を指定し不登校児童生徒の居場所として運営している「フリースペースえん」、大阪府池田市が閉校となった学校施設を活用し、教育相談業務の一部を民間団体に委託することにより、不登校児童生徒が学習する場を運営したり教育相談を行ったりしている「スマイルファクトリー」である（→資料18）。
- 両者とも、児童生徒のニーズに合った運営を行えることが評価されて指定を受けている点、原則会費が無料である点、利用希望者が年々増加している点などは共通であり、両市にとってなくてはならない教育資源となっている。
- このような公と民との連携による不登校児童生徒の支援のための施設の設置・運営は、教育支援センターが不登校児童生徒の状況に応じた十分な支援を行えていない場合があるという課題や、民間の団体等に通いたくても経済的負担が重く通えない家庭があるという課題を解決し得る方法である。
- 利用者の増加等に見合う運営資金の十分な確保が必要という指摘もあり、今後、このような点への配慮も図りながら、公と民との連携による施設の設置・運営に基づく支援方策の一層の推進が必要である。

(連携の課題への対応)

- このような様々な形での連携が進んでいる自治体もある一方、連携が進んでいない自治体が数多いのが実情である。
- 連携が進んでいない自治体の多くが、連携を進める上での課題として、民間の団体等との連携が学校復帰のための取組と相容れるか明確でないことを挙げている。
- 不登校調査研究協力者会議報告で指摘されているように、不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することであり、その意味においても、民間の団体等との連携などによる不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを目指すことが必要である。
- 現在、先進的に連携を進めている自治体においても、連携を始める前は、学校復帰のための取組と相容れるかといったことや連携することによる効果について課題意識を持っていた。そのような中で、以下のように取り組むことでその課題を乗り越えている。
- 一つ目は、連携しようとする民間の団体等を教育委員会の職員が繰り返し訪問し、スタッフと言葉を交わし、児童生徒や活動の様子を見ることである。民間の団体等でどのように児童生徒が活動しているかという実態を知ることなく、連携の意義や効果を判断することはできない。
- 二つ目は、自治体としてどのような民間の団体等と連携するかについて、一定の方針を持つことである。例えば、神奈川県教育委員会では、「不登校児童生徒の将来の社会的自立と学校生活の再開に向けた相互理解」が、連携を行う条件であるとした上で、そのことを繰り返し民間の団体等に確認しながら連携を進めている。
- 三つ目は、すでに一定の関係がある民間の団体等があれば、当該団体等と情報を共有しながら、少しずつ連携の幅を広げていくことである。
- なお、検討会議においては、民間の団体等が視察の受入れや会議への参加、不登校児童生徒の出席状況の連絡等を行うことは重要だが、そのための経費や事務負担は軽くない場合があり、教育委員会等が連携を進める上で、このような負担への配慮が必要という指摘があった。

ウ. 具体的施策

- 以上のように、教育委員会・学校と民間の団体等の連携を推進することは重要であり、すでに連携が進んでいる自治体の取組を参考としながら、連携の推進を図る必要がある。
- このため、今後、国においては、連携を図るためのモデル事業を実施するとともに、連携の先進事例の周知を図る必要がある。
- また、教育委員会においては、地域の実情に応じ、連携に向けた取組を段階的に推進する必要がある。

(2) 民間の団体等の活動の充実

ア. 現状・課題

- 不登校児童生徒が通う場を通じた支援を充実させる上では、教育委員会・学校と民間の団体等の連携とともに、民間の団体等で行われる活動がより児童生徒の状況に応じた支援となるよう、当該活動の一層の充実が図られることが期待される。
- 現在、民間の団体等の中には、定期的にスタッフミーティングや内部研修を行うこと等により、スタッフによる児童生徒への関わりの改善を図っている例がある。
- また、民間の団体等の間でネットワークを形成し、共同でスタッフの養成研修や事業実施を行うこと等を通じて、スタッフ同士が相互に学び合う機会を作り出している事例もある(→資料21)。

イ. 充実のための方策と考え方

(連携協力を通じた活動の充実)

- 民間の団体等が行う活動は、それぞれの団体等の自主性・主体性の下多様な形で行われており、活動の目標・内容が共通化されているものではない。不登校児童生徒の状況やニーズは多様であり、このような多様な支援の形があることは望ましいことだと言える。
- それと同時に、民間の団体等が、その独自性を維持しながら相互に連携協力することは、民間の団体等の活動の充実につながり、支援を受ける不登校児童生徒にとって意義が大きい。

- このため、民間の団体等が、互いに共有できる目標や取組方針の下、相互に連携協力し、共同で研修や事業、広報活動等を行うことや、情報共有を図る取組等の充実が期待される。その際、教育委員会等や学校が、民間の団体等の求めに応じて可能な協力をを行うことが望ましい。
- また、民間の団体等の間の自主的な動きとして、互いの活動の外部への発信を図ったり、一定の枠組みの下、相互に認証するといった仕組みを構築することも考えられる。
- 例えば、互いの活動内容を知って外部に公開する取組や、各団体等が掲げている目標に照らした取組状況を相互に評価し、その評価結果を外部に示したりすることなどである。
- このような相互評価の事例として、検討会議では、アメリカの大学等高等教育機関で行われているアクレディテーションの取組が紹介された。複数の高等教育機関同士が集まって団体を結成し、同団体に所属している教員や職員が学校への訪問による評価等を行う、いわゆるピア・レビューの方法である（→資料22）。
- それぞれの自主性・主体性の下で運営されている民間の団体等にとって、このような方法による評価は一つの参考になるものと考えられる。
- なお、相互評価を行うに当たって一定の枠組みが必要な場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（平成28年通知別添3）を参考とすることも考えられるところである（→資料23）。

（中間支援組織の形成）

- このような民間の団体等の間の連携協力を推進する上で、連携協力した取組を中心となって進める主体があることが望ましい。
- 現在、市民活動の領域で、民間団体同士や、民間団体と行政・企業の間などを仲立ちし、ネットワーク化や情報の収集・発信、相談・コンサルティングなどをを行う「中間支援組織」と呼ばれる組織が設置されつつある^{*10}（→資料24）。

*10 中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。（平成23年2月内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」）

- フリースクールなど民間の団体等の間においても、相互の連携協力を進めるため、既存のネットワークの一層の充実が図られたり、新しい組織が立ち上げられたりすることが期待される。

(支援プラン等の作成)

- 検討会議では、民間の団体等で学んだことが社会に出るために必要な力として身に付いたかを担保する視点が重要であるという意見も出された。
- 民間の団体等が、それぞれの児童生徒に応じた目標や取組方針を、スタッフ間や保護者等関係者との間で共有し、目標・方針に照らした状況を確認しながら支援を進めることは、継続性や実効性のある支援につながると考えられる。
- 現在、個別支援計画を作成して学習支援を行っている民間の団体等もあり(→資料25)、今後、民間の団体等が、それぞれの自主的な取組として、各々の児童生徒についての支援プラン等を作成して支援を進めたり、上記の中間支援組織においてそのためのひな形を作成したりするという工夫も、民間の団体等の活動の充実策の一つとして期待されるところである。
- なお、不登校児童生徒を受け入れ、安心して過ごすことのできる居場所を提供しつつ、自己肯定感を高め、自主性・主体性を伸ばすことを目指した民間の団体等の取組は、教育委員会や学校において参考とすべき面があると考えられ、教育委員会・学校と民間の団体等の間での相互の学び合いも期待される。

ウ. 具体的施策

- 不登校児童生徒が通う場を通じた支援を充実させる上で、民間の団体等の間の連携協力の取組などにより、その活動の充実が図られることは重要である。
- 今後、このような取組の促進を図るため、国は、民間の団体等や研究機関に委託することなどにより、相互評価や中間支援組織の在り方、支援プラン等の作成・活用などに関する調査研究を行い、民間の団体等の自主的な取組を後押しする必要がある。

第三章 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

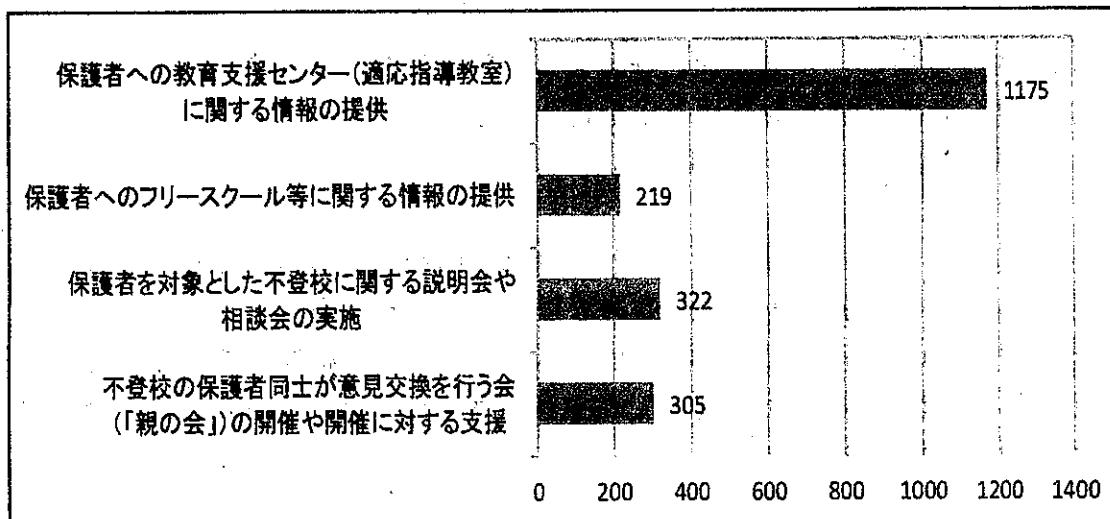
- 不登校児童生徒の中には、家庭で多くの時間を過ごしている児童生徒がいる。
- このような場合、児童生徒、保護者と学校をはじめとした外部との関わりが希薄になり、必要な情報や支援を十分得られない状況になったり、孤立感を強めたりしている場合があることが考えられる。
- 家庭にいる不登校児童生徒が社会的自立に向かえるよう、家庭への学習等の支援を行ったり当該学習等への社会的な理解の促進を図ることは重要であり、児童生徒や保護者の状況を見極めながら、必要に応じ関係機関間の連携を図りつつ、保護者への情報提供やICT等を通じた支援、さらに、家庭等への訪問による支援の充実を図る必要がある。

(1) 保護者への情報提供等

- 保護者に提供する情報としては、在籍している学校の学習活動、学校行事や高校入試など進路等に関する情報、教育支援センターや民間の団体等学校以外で支援を受けられる場やICT等による学習など家庭で行える学習方法に関する情報、指導要録上の出欠や通学定期乗車券の取扱い等学校以外で相談・指導を受ける際に適用される制度に関する情報、不登校に関する相談窓口など保護者が不登校について相談できる機関に関する情報、医療機関に関する情報などが考えられる。
- また、保護者が、不登校となっている児童生徒に向き合い、その気持ちを受け止めることは、児童生徒の精神的な安定や意欲の向上にとって大きな意味がある。このため、保護者が不登校についての理解を深める機会が提供されたり、そのような機会についての情報提供が行われることが重要である。
- 例えば、不登校児童生徒の保護者が参加する不登校の保護者の会は、不登校児童生徒の保護者同士が交流することを通じて児童生徒への接し方や進路等について理解を深める大切な場となっており、そのような場が増えたり周知されたりすることが必要である。
- 他方、訪問型支援等調査によると、現在、保護者に対し、民間の団体等に関する情報を提供している教育委員会は、全国の都道府県・市区町村教育委員会の約1割である。また、保護者を対象に不登校に関する説明会・相談会を実施している教育委員会や不登校の保護者の会の開催や開催への支援を行っている教育委員

会は2割以下にとどまっている(→資料28)。

＜保護者への情報提供の実施状況＞(1778自治体中・複数回答あり)



- このため、今後、保護者への情報提供や保護者間の交流機会の提供等の一層の推進が必要である。
- その際、教育委員会等の職員が不登校の保護者の会に参加して、保護者の経験から学んだり不登校の保護者の会の活動の状況等について理解したりするよう努めることや、保護者間のつながりを作っている民間の団体等と連携して保護者間の交流機会の充実を図ることも大切である(→資料19)。

(2) ICT等を通じた支援

- 家庭で多くの時間過ごしている不登校児童生徒に対し、ICT等を通じて学習支援等を行うことも児童生徒の状況によって有効な手段となり得る。
- 一定の要件の下、不登校児童生徒が自宅でICT等を活用した学習を行った場合に、学校における出席扱いとすることが認められているが、生徒指導調査によると、平成27年度において出席扱いになった児童生徒は275人にとどまっている(→資料12)。
- その原因としては、学校の教員が十分関わっていない家庭での学習について、学校として出席扱いとすることに困難を感じていること等が考えられる。
- 現在、自治体によっては、電子メールにより教員とやり取りができる機能などを組み込んだ学習ソフトを通じて、家庭で過ごしている不登校児童生徒への学習機会の提供を行っている事例もある。

- 今後、様々な工夫により、不登校児童生徒に対するICT等による学習を通じた支援が、将来の社会的自立を見据えながら充実されることが期待される。

(3) 訪問による支援

ア. 現状・課題

- 現在、学校・教育委員会や民間の団体等によって、家庭で多くの時間を過ごしている児童生徒の家庭等を訪問し、児童生徒や保護者に対する相談対応や、学習支援などを行う訪問型支援の取組が行われている。
- 訪問型支援の利点の一つは、児童生徒の心身の状況や変化を直接的に把握し、その時々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことができるることである。
- また、対人関係の困難を強く感じている児童生徒にとって、安心できる場所で学習支援等を受けられる機会が保障されるという面も大きい。
- さらに、家庭環境の改善に向けた支援の必要性について把握し得ることや、児童生徒・保護者が孤立感を強めている時には、相談機関や医療機関をはじめとする外部とつながるきっかけとなる場合があることも利点として挙げられる。
- 学校では、学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行い、児童生徒への支援や保護者の相談への対応等を行っている。
- 学校による家庭訪問は、教職員が不登校児童生徒の生活や学習の状況を把握し、本人やその保護者が必要としている支援を行う上で大切である。生徒指導調査においても、約半数の学校から、家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行ったことが、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」^{*11}に特に効果のあった学校の措置として挙げられており、児童生徒の意思や保護者の状況への配慮の下で、学校の取組の一層の充実が望まれる。
- 一方で、児童生徒やその保護者との信頼関係が築けなかったり損なわれたりしていく面会ができない、児童生徒やその保護者の課題が複合的であるなど、学校による取組だけでは対応が困難で、家庭環境への働きかけや福祉等関係機関との連携・調整が必要な場合も想定される。
- これらのこと踏まえると、教育委員会が、児童生徒やその保護者の状況を踏

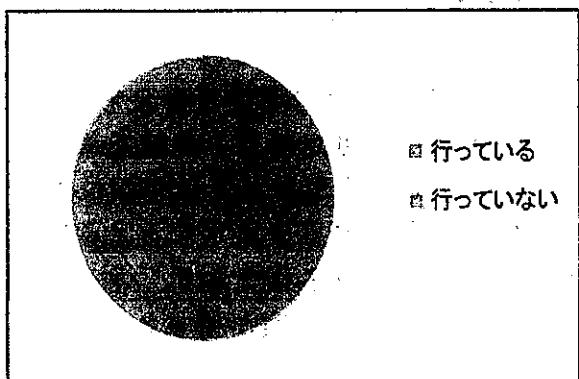
*11 生徒指導調査によると、平成27年度において、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」は不登校児童生徒の28.7%となっている。

まえつつ、学校と緊密な情報共有を行い、教職員による訪問も含めて第四章で後述する支援体制の下、訪問型支援を推進することが望まれる。

- 教育委員会による訪問型支援の実施状況や課題等については、訪問型支援等調査において次のような状況が分かった（→資料28）。
 - ・ 訪問型支援は、約3分の2の教育委員会においては実施されていない
 - ・ 訪問型支援を行っている教育委員会の中で、支援計画を作成している教育委員会は約4分の1である
 - ・ 訪問型支援を行った児童生徒数の当該自治体における不登校児童生徒数に対する割合は、半数以上の教育委員会において5%未満である
 - ・ 訪問型支援の際の活動内容として、ほとんどの教育委員会で相談対応が行われており、次いで、勉強やテレビゲームなどの遊びを行っている教育委員会が約3分の1である
- また、訪問型支援を行うに当たっての課題として、
 - ・ 訪問型支援を行う者や予算の確保が難しいこと
 - ・ 訪問型支援を受け入れてもらうよう児童生徒や保護者と信頼関係を築くことが難しいことが多く挙げられており、これらの課題を踏まえた推進方策が必要である。

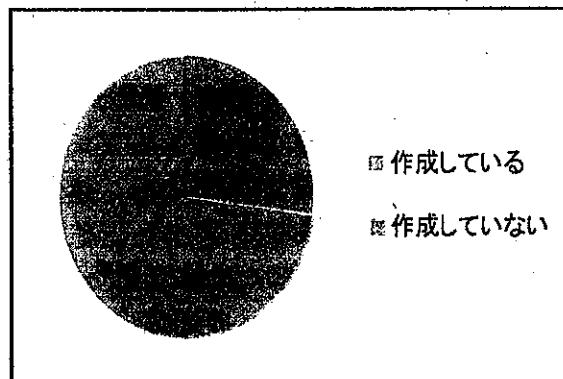
<訪問型支援の実施の有無>

(1778自治体中)

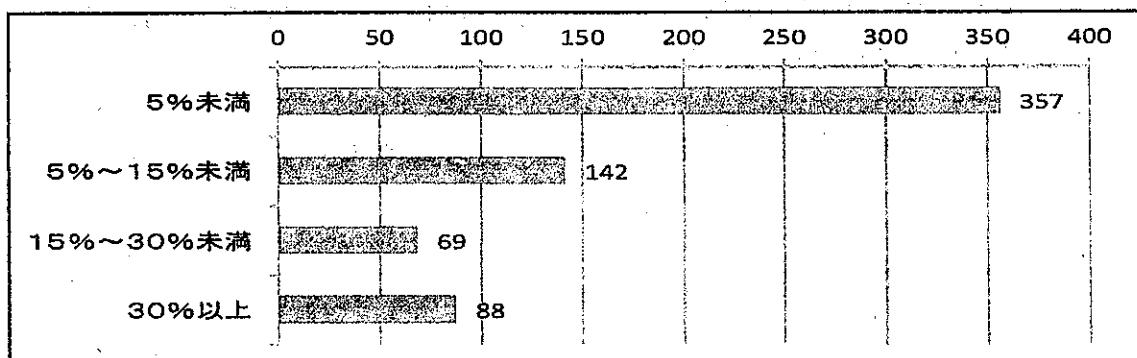


<支援計画作成の有無>

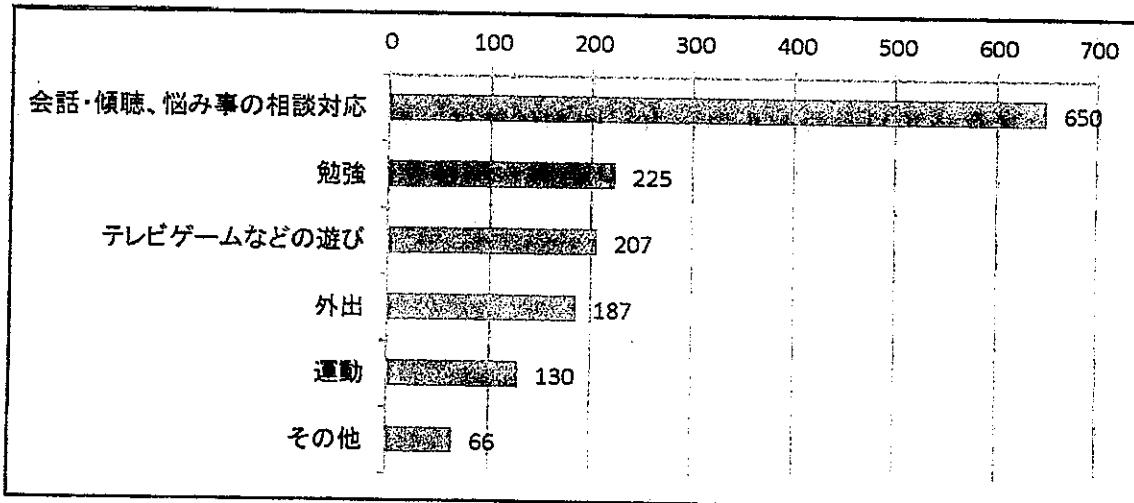
(656自治体中)



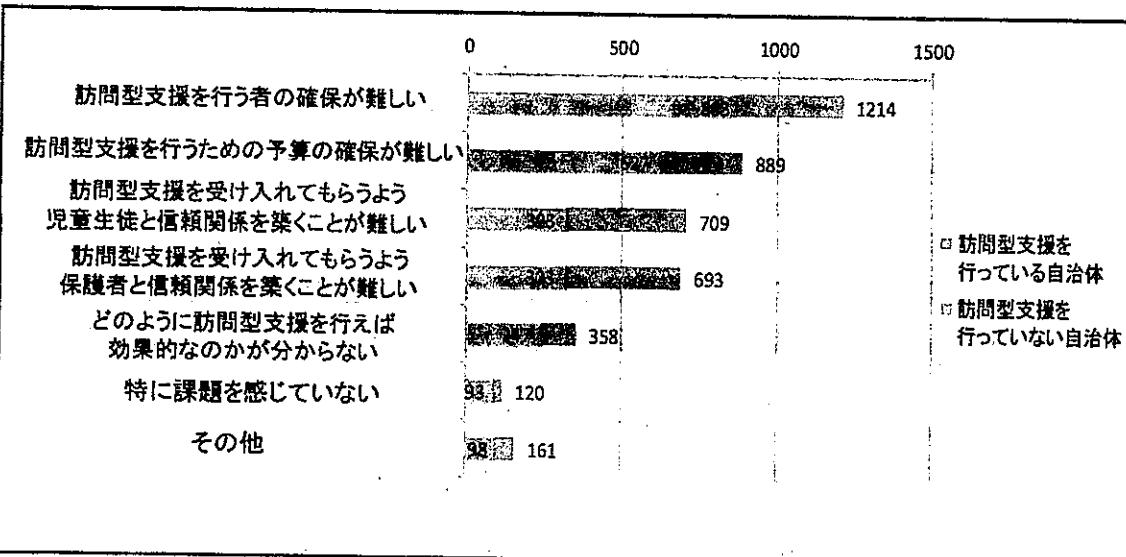
<訪問型支援を行った児童生徒数の不登校児童生徒数に対する割合> (656自治体中)



<活動内容>(656自治体中・複数回答あり)



<訪問型支援を行う際の課題>(1778自治体中・複数回答あり)



イ. 推進のための方策と考え方

(訪問型支援を行う人材の確保)

- 訪問型支援を推進するに当たっては、訪問型支援を行う人材の確保が必要である。
- 訪問型支援を行う人材としては、教育委員会の指導主事、教育支援センターの職員や、スクールソーシャルワーカーなどが考えられる。地域によっては、スクールカウンセラーが訪問型支援を担っている場合もある。

- 教育支援センターについては、平成27年6月公表の文部科学省調査^{*12}によると、全国約1,300箇所中約500箇所において、家庭への訪問指導を行っている(→資料9)。
- また、スクールソーシャルワーカーについては、自ら訪問型支援を行うこと、支援のための体制作りや関係機関との連携・調整を行うことの双方の役割が期待されており(→資料30)、平成27年度には、全国で約1,400人が国の補助事業により配置されている。
- 今後、訪問型支援を行う教育支援センターの整備充実や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの一層の配置により、訪問型支援の推進を図る必要がある^{*13}。
- また、自治体によっては、様々な工夫により、訪問型支援を行う人材の確保を行っている事例がある。
- 例えば、訪問型支援を行う人材として大学生ボランティアの協力を得ている事例や、保健師を活用している事例、地域人材を中心とした家庭教育支援チーム^{*14}による家庭教育支援の取組と連携したり民間の団体等に委託したりすることにより訪問型支援を行っている事例がある。
- 民間の団体等調査によると、民間の団体等の半数以上が家庭への訪問を行っており、民間の団体等との連携により訪問型支援の充実を進めることは有効な方策の一つだと考えられる。

(訪問型支援を行う人材の資質の確保・向上)

- 訪問型支援の成否は、支援者の姿勢や資質により大きく左右される。
- 訪問型支援を行うに当たって第一に求められるのは、不登校となっている児童生徒やその保護者の声を聴き、その状況や気持ちを共感的に理解しながら、共に児童生徒一人一人の状況や思いに応じた将来の姿を目指していく姿勢である。

*12 教育支援センター（適応指導教室）の実態調査について（平成27年6月公表）（文部科学省）

*13 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの位置付け等については、「教育相談等に関する調査研究協力者会議」において検討が行われ、平成29年1月に報告書がとりまとめられている。

*14 家庭教育支援チームを活用した訪問型家庭教育支援について、平成28年3月に「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」（文部科学省）が作成されている(→資料31)。

- その上で、心理学やカウンセリングに関する知識・技能、保健・福祉等に関する知識・技能、学校教育についての理解、発達障害など特別支援教育に関する知識・経験などを持っていることが望まれる。
- このため、自治体において、関係機関や民間の団体等とも連携した研修を実施することも効果的である。
- また、訪問型支援を実際にを行う中で、どのようにすればより良い支援を行うことができるか協議することなどにより支援の質や支援をマネジメントする力を高めることも重要であり、支援を行う人材の資質を高めながら、効果的な訪問型支援が行われることが望まれる。

(児童生徒・保護者の状況に応じた支援)

- 訪問型支援を効果的・継続的に行うためには、児童生徒との信頼関係の構築が必要である。このため、児童生徒の意思を十分尊重し、支援を行う者や支援の内容への児童生徒の受け止め方に配慮しつつ、まずは見守るという対応も含め、その時々の児童生徒の状況に応じた支援を行う必要がある。
- 例えば、児童生徒の心身の状況を考慮することなく、いたずらに家の外に出ることを求めるこいや、勉強するよう無理に働きかけたりするような支援の方法は、過度の緊張感をもたらして家庭が有する居場所としての機能を阻害したり、自己否定感を一層強めてしまったりする恐れがある。
- また、児童生徒が人と会える状況にない場合においては、地域や関係機関、民間の団体等とも連携しながら、会える人が会う、会える時間や場所で会うなど、それぞれの状況ごとに対応を工夫することも必要である。
- 訪問型支援においては、保護者との信頼関係も欠かせない。
- 保護者の中には、行政や学校への不信感やプライバシー保護の意識等から、訪問型支援に対して拒否感を持つ場合がある。また、訪問型支援による保護者への働き掛けが、保護者を追い詰めることにつながり、かえって事態を深刻化させる場合も考えられる。
- このため、保護者の状況の把握に努め、保護者と対話を繰り返しながら、児童生徒への支援の方向性や課題意識を共有して一緒に取り組む関係を作るという基本姿勢の下、信頼関係を築いていくことが必要である。
- なお、児童生徒の状況によってはネグレクトなど保護者の虐待が疑われたり、

保護者の精神的不調など家庭の生活環境が要因の一つになって不登校になっている場合も想定される。こういった場合には、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカー等の活用も図りながら、迅速で適切な対応を行うことが求められる。

(支援計画に基づく支援)

- 訪問型支援を行っている教育委員会においても、支援計画を作成して支援を行っている教育委員会は、約4分の1にとどまっている。
- 支援計画を作成して訪問型支援を進めることで、児童生徒や保護者が抱えている課題やその解決・改善に向けた方向性が明確になるとともに、関係者間で支援目標の共有化を図られ、個々の状況に応じた実効性のある支援が可能となる。
- 今後、児童生徒の状況に応じた支援が図られるよう、支援計画や支援計画作成等についてのマニュアルの策定による訪問型支援の一層の推進が期待される。

(4) 具体的施策

- 法第13条では、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする」と規定している。
- 上記（1）～（3）で述べたように、保護者に対する情報提供等やICT等を通じた支援、家庭への訪問等による支援を推進することが必要である。
- 国は、これまでの取組の成果を踏まえつつ、これらを推進するモデル事業を行い、全国に普及させる必要がある。
- また、訪問型支援を行う人材の育成・確保や体制作りを進める観点から、訪問型支援を行う教育支援センター等の整備充実の促進や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置、研修の充実など一層の環境整備を図る必要がある。
- 教育委員会においては、地域の実情に応じて、支援方策を充実させる必要がある。特に、不登校の保護者の会についての支援を行っている自治体は少なく、幅広く情報提供を行うことなど早急な支援の充実が求められる。

第四章 支援体制の整備

(1) 整備に関する方策と考え方

(基本的な考え方)

- 学校以外の場での学習等に対する支援を行う際には、児童生徒や保護者、地域で支援を行っている関係機関・団体等の状況を踏まえて、どのような支援方策が必要かを検討の上実施するとともに、その結果を踏まえて取組内容を改善していく必要がある。
- また、不登校児童生徒の状況は様々であり、教育委員会・学校を中心に不登校児童生徒に関わる関係者が連携することにより、児童生徒の状況や必要な支援を見極めるために実態把握やアセスメントを行うとともに、児童生徒や保護者がどのように支援内容等を受け止めているかを把握しながら、適切な役割分担ときめ細かい連携の下で必要な支援を継続することが必要である。
- このような支援の継続的な改善・充実や関係者が連携した支援を進める上では、そのための支援体制の構築が必要である。

(担当部署等の位置付け)

- このような支援体制の中心として、学校以外の場での学習等に対する支援の継続的・組織的な推進を図ることを目的とした担当部署や担当者が教育委員会等の中に位置付けられることが期待される。
- 例えば、生徒指導を担当している教育委員会の部署の所掌に、学校以外の場での学習等に対する支援の推進を図ることを明確に位置付け、同部署が、学校や関係機関・団体等と情報共有しながら、教育支援センターの整備充実や民間の団体等との連携の推進、保護者に対する情報提供や訪問型支援の推進等を図ることが考えられる。
- また、同部署等において、不登校児童生徒の状況によっては、学校以外の場での学習等が本人の社会的自立につながるということが広く社会で理解されるよう、周知を図ることも考えられる。

(関係者間の連携による支援の推進)

- さらに、不登校児童生徒の支援に関わる関係者が、連携して支援を行うための体制が設けられることが必要である。

- まず、教育委員会が学校以外の場での学習等に対する支援を行うに当たっては、学校との緊密な情報共有・連携体制の下で、児童生徒の状況や教育的ニーズを把握し、組織的な支援を進める必要がある。また、学校内においても教員のみならずスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係者と情報を共有し、連携しながら不登校児童生徒の支援を行う必要がある。
- 例えば、児童生徒の欠席状況が一定期間継続した場合には、速やかに教育委員会と学校がケース会議を開き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと適切に情報を共有しながら支援方策について協議することとするといった支援体制を設けることなどである。
- また、支援体制の構築の際、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」や「児童福祉法」に基づく「要保護児童対策地域協議会」など関係部局を横断した既存の仕組みの活用も図りながら、福祉機関などの関係機関の参画を得たり、児童生徒が民間の団体等から支援を受けている場合には、民間の団体等を含めた体制としたりすることなども考えられる。
- さらに、教育委員会が訪問型支援などにより児童生徒の学習活動の状況等を把握した場合は、構築されている支援体制により、学校をはじめとした関係者と情報を共有することが必要である。学校においては、共有された情報を踏まえて、出席扱いや学習の評価等を行うことが考えられる。
- 支援体制において情報共有を図るに当たっては、支援の目標・取組等を記載する様式を、教育委員会を中心に作成することも考えられる。情報を共有する場合、個人情報の保護についてルールの適切な運用を図ることが重要である。
- 平成28年通知では、各学校で不登校児童生徒に対する支援状況等を記載する「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、関係機関で共有することで、不登校児童生徒への組織的・計画的な支援を進めることが重要であるとされている(→資料33)。
- また、本報告においても、第二章で民間の団体等による支援の見通し等の作成について、第三章で訪問型支援を進める上での支援計画の作成について、取組の推進が期待される旨指摘した。
- これらの様式等は、いずれも支援の目標・取組を明確化し、関係者間の協議や連携した取組を推進することを目指しているものであり、作成の際には、地域の学校、教育委員会、関係機関・団体等の間で適切な様式や活用方法を検討の上、相互に連携したものとすることが望まれる。

(2) 具体的施策

- 以上のように、不登校児童生徒への学校以外の場での学習等に対する支援を推進するための支援体制の整備が必要である。
- このため、国は、自治体での支援体制を整備するモデル事業を行うとともに、研究機関に委託することなどにより、民間の団体等との連携等を推進する全国的なセンター機能の整備の在り方について調査研究する必要がある。
- 教育委員会においては、地域の実情に応じて、支援体制の整備を図る必要がある。

第五章 今後の検討課題

- 検討会議では、三つの検討事項のうち、「(2) 子供たちへの学習支援の在り方」を中心に検討を行ってきた。

フリースクール等に関する検討会議における検討事項

- (1) フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け
- (2) 子供たちへの学習支援の在り方
- (3) 経済的支援の在り方
- (4) その他フリースクール等に関連する事項

- 「(1) フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け」、「(3) 経済的支援の在り方」については、以下のような指摘があったところであり、これらについては、今後の検討課題だと考える。

(制度上の位置付け)

- 検討会議においては、不登校児童生徒が小・中学校等に在学しながら民間の団体等に通っているという、制度と実態とのずれがあるという課題も指摘された。

- この点については、義務教育制度と関わる課題であり、また、義務教育としての質をどう保証するかという点からも考える必要があるため、今後、本報告で提言した教育委員会・学校と民間の団体等との連携や訪問型支援の推進等により、学校以外の場での学習等がどのように充実されるかを見定めていく必要がある。

(経済的支援)

- 検討会議においては、
 - ・ 民間の団体等に通いたくてもお金を払えないという声もあるといった指摘があった。
- 民間の団体等は、不登校児童生徒を受け入れ、様々な学習活動や体験活動、人と関わる機会や安心できる居場所の提供などを通じて、その社会的自立を支援しており、不登校児童生徒にとって、そのような民間の団体等で学ぶ機会があることは重要である。
- このため、民間の団体等をはじめ学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する経済的支援についての方策を推進する必要がある。
- 現在、文部科学省においては、平成27年度の補正予算により、民間の団体等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費を支援

するモデル事業が行われている(→資料34)。

- このモデル事業の内容を基本として、不登校児童生徒がその状況に応じた支援を受けられるよう、経済的な困難等を抱える家庭への経済的支援の具体的展開を図ることが考えられる。
- 全ての児童生徒が家庭の経済状況にかかわらず学習を行うことができる環境を整えることは重要であり、支援の必要性に応じつつ、不登校児童生徒を含め児童生徒の学習にかかる経済的負担の軽減に取り組んでいくことが求められる。
- また、第二章で指摘した公と民との連携による不登校児童生徒を支援する施設の設置・運営は、民間の団体等で学ぶことを希望する不登校児童生徒の経済的負担の軽減につながり得るものであり、このような設置・運営の取組を推進することも経済的支援の充実方策の一つと考えられる。

(不登校に関する実態把握及び調査研究)

- 不登校に関する実態把握及び調査研究に関し、平成27年度の生徒指導調査から、調査方法の見直しが行われ、欠席日数に応じた児童生徒数を調査するなどの改善が図られてきている。
- 不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うためには、不登校児童生徒の実態を的確に把握するための調査の在り方について継続的に検討することが求められる。

おわりに

- 児童生徒にとって重要なことは、社会において自立的に生きていくための基礎を培うことである。
- 学校は、児童生徒が社会で自立するための力を身に付ける場として設けられている。児童生徒が安心して学校で学び、必要な力を身に付けられるような環境の確保に努めることが重要であり、そのための努力が関係者によってこれまで行われてきている。
- 一方で、生徒指導調査で明らかになったように、学校を長期にわたり欠席する児童生徒がいる実態もある。児童生徒の社会的自立や社会参加の実現を目指すためには、学校における環境の確保とともに、不登校となり学校以外で学んでいる児童生徒の実態に即した支援も必要である。
本報告書は、このような考え方を基本とし、不登校児童生徒への支援に関する提言を検討会議としてまとめたものである。
- 不登校児童生徒への支援の在り方は、従来から児童生徒や社会の変化に応じて施策の充実や見直しが行われてきており、不斷の見直しが不可欠である。児童生徒の実態に照らせば、十分な教育環境や仕組みが整っているとは言い難い。
本報告で提言した施策についてもその実施状況を検証するとともに、とりわけ第五章で示した今後の検討課題については、児童生徒の実態や社会の変化に応じ、さらなる検討が行われることを望みたい。
- また、不登校に関する施策の推進のため、法では、施策を総合的に推進するための基本的な指針を文部科学大臣が定めることとされている。
この基本的な指針を定める際には、本報告で提言した内容を踏まえることを求めたい。
- あわせて文部科学省においては、教育委員会・学校の関係者、民間の団体関係者や保護者など、不登校児童生徒への支援に関わる全国の人々に本報告で提言した内容が伝わるように本報告の周知に努めていただきたい。
- 最後になるが、教育委員会・学校と民間の団体等との連携は、これまで十分に実施されてきたとは言い難く、その連携の推進の必要性を本報告では改めて明確に提言した。多様な関係者間の協働が社会の各分野で進む中、不登校児童生徒への支援についても関係者間の協働を推進すべきである。
連携によって関係者間で課題が共有されることは、不登校の実態や支援の必要性についての社会全体の理解が深まることにもつながるものであり、その意義は大きい。
関係者が協働し、社会全体で児童生徒の社会的自立や社会参加を支えることに

より、一人一人の学びが保障され、互いの人格や個性を尊重しあって共に支えあう社会を実現することができる。本報告に基づき、児童生徒への支援がより一層充実されることを願ってやまない。

()

()

関連資料 目次

はじめに

- 1 教育再生実行会議第5次提言 「今後の学制等の在り方にについて」 1
- 2 フリースクール等に関する検討会議設置紙 2
- 3 フリースクール等に関する検討会議 開催状況 3
- 4 不登校に関する調査研究協力者会議設置紙 4
- 5 不登校児童生徒への支援に関する最終報告のポイント 5

第一章 現状・課題及び基本的な方向性

- 6 不登校の要因 6
- 7 不登校のきっかけ 7
- 8 年間欠席日数別不登校の状況 8
- 9 教育支援センター（適応指導教室）について 9
- 10 長野県辰野町の中間教室（わたげ） 10
- 11 小・中学校に通つていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査の結果（概要） 11
- 12 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数 12
- 13 不登校をした人の手記、不登校の子どもの保護者手記 13

第三章 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

- 20 特定非営利活動法人 楠の木学園 25
- 21 特定非営利活動法人 フリースクール全国ネットワーク 26
- 22 米国高等教육のアクリエイティーション（試案）（平成28年9月14日文部科学省初等中等教育局長通知別添3） 27
- 23 民間施設についてのガイドライン（試案） 28
- 24 中間支援組織 29
- 25 NPO法人教育活動総合サポートセンター 学習支援・居場所づくり事業 30
- 26 茅ヶ崎市の児童相談等の取組 31
- 27 児童相談所、一時保護所 32
- 28 訪問型支援及び保護者への情報提供に関する実態調査 33
- 29 仙台市適応指導センター不登校対策事業 35
- 30 学校外で「学ぶ」子どもたちとスクールソーシャルワーカーの関わり 36
- 31 訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き（ポイント） 37
- 32 訪問型支援（福岡県ひきこもり児童生徒サポート事業） 38

第四章 支援体制の整備

- 33 児童生徒理解・教育支援シート（試案） 39

第二章 教育委員会・学校と民間の団体等による支援の充実

- 14 フリースクール等との連携に関する実態調査 15
- 15 京都市におけるフリースクール等との連携 17
- 16 神奈川県におけるフリースクール等との連携 19
- 17 ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業 21
- 18 公と民との連携による施設の設置・運営（フリースペースえん、スマイルファクトリー） 22
- 19 特定非営利活動法人 東京シェーレ 24
- 34 フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業 41
- 35 イギリスに関する報告 42
- 36 アメリカに関する報告 44

その他

今後の学制等の在り方にについて（第五次提言）（抄）

平成26年7月3日
教育再生実行会議

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。

<資料2>

フリースクール等に関する検討会議について

別紙

フリースクール等に関する検討会議委員

- 平成27年1月27日
初等中等教育局長決定
平成28年3月31日
一部改正
1. 趣旨
教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月）を受け、フリースクール等で
学ぶ子供たちの現状を踏まえ、学校外での学習の制度上の位置付けや、子供たち
への支援策の在り方にについて検討を行う。

2. 検討事項
 (1) フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け
 (2) 子供たちへの学習支援の在り方
 (3) 経済的支援の在り方
 (4) その他フリースクール等に関連する事項

3. 實施方法
 (1) 別紙の委員の協力を得て検討を行う。
 (2) 会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
 (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くこ
とができるものとする。

4. 設置期間
平成27年1月27日～平成29年3月31日

5. 庁務
本検討会議に関する庶務は、初等中等教育局フリースクール等プロジェクトチ
ームにおいて処理する。

生田 義久	京都教育委員会指導部企画顧問 京都市教育相談総合センター顧問 佛教大学教授	植山 起佐子 奥地 圭子	CPCM 臨床心理士コラボオフィス目黒 NPO法人東京シユーレ理事長 NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事 独立行政法人国立高等専門学校機構常勤監事
加治佐 哲也	三重県立小児心療センターあすなろ学園園長 教育ジャーナリスト	金井 剛 品川 裕香	三重県立小児心療センターあすなろ学園園長 NPO法人トイボックス代表理事 スマイルファクトリー校長
友野 晃 永井 順國	福岡県教育府理事 政策研究大学院大学客員教授	白井 智子	福岡県教育府理事 政策研究大学院大学客員教授
西野 博之	NPO法人フリースペースたまりば理事長 川崎市子ども夢パーク所長 フリースペースえん代表	宮澤 和徳 武藤 啓司	NPO法人楠の木学園理事長 長野県辰野町教育委員会教育長 名古屋市子ども適応相談センター所長
	森 敬之	横井 葉子	全国適応指導教室連絡協議会会长 スクールソーシャルワーカー 上智大学総合人間科学部社会福祉学科非常勤講師

※ 友野 晃委員は平成27年4月1日から就任。平成27年1月27日～平成27年3月3
1日の間は、中村 潤（福岡県教育府元理事）氏が委員として参加。
※ 森 敬之委員は平成28年4月1日から就任。平成27年1月27日～平成28年3月3
1日の間は、菊地 敬一郎（仙台市適応指導センター「見遊の社」元所長）氏が委員として
参加。

フリースクール等に関する検討会議 開催状況

○第1回 平成27年1月30日(金)

- ・事例発表（奥部委員、白井委員、西野委員、武藤委員から）
- ・調査について

○第2回 平成27年2月27日(金)

- ・事例発表（福岡県教育庁、京都市教育委員会、宮澤委員、菊地委員、横井委員からの発表）
- ・論点例に関する自由討議
- ・調査について

○第3回 平成27年3月26日(木)

- ・事例発表（横井委員、茅ヶ崎市こども育成部、教育活動総合サポートセンターからの発表）
- ・論点例に関する自由討議

○第4回 平成27年4月14日(火)

(不登校に関する調査研究協力者会議と合同開催)

- ・事例発表（国立教育政策研究所、教育支援センター関係者、フリースクール関係者、警視庁、金井委員からの発表）

○第5回 平成27年11月19日(木)

- ・報告事項

○第6回 平成27年12月22日(火)

- ・報告事項
- ・事例発表（生田委員、池田市教育委員会からの発表）

○第7回 平成28年2月5日(金)

- ・事例発表（川崎市民・こども局、神奈川県教育委員会、昭和女子大学興梠教授からの発表）

○第8回 平成28年3月8日(火)

- ・事例発表（東京都青少年・治安対策本部、品川委員、奥地委員、大学評価・学位授与機構研究開発部からの発表）

○第9回 平成28年4月11日(月)

- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第10回 平成28年6月10日(金)

- ・報告事項
- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第11回 平成28年6月27日(月)

- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第12回 平成28年10月31日(月)

- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第13回 平成28年12月22日(木)

- ・報告事項
- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第14回 平成29年1月30日(月)

- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

<資料4>

不登校に関する調査研究協力者会議について

別紙

不登校に関する調査研究協力者会議委員

平成27年1月27日
初等中等教育局長決定
平成28年3月31日
一部改正

1. 趣旨

不登校児童生徒に対する支援の現状と課題を検証し、学校及び学校外における不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、総合的な不登校施策について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 不登校児童生徒の実情の把握・分析
- (2) 学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策
- (3) 学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策
- (4) その他不登校に関する施策の現状と課題

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て検討を行う。
- (2) 会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聽くことができるものとする。

4. 設置期間

平成27年1月27日～平成29年3月31日

(五十音順)
(平成28年4月1日現在)

- 会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。



重点方策

- 1 「児童生徒理解・教育支援支援シート」を活用した組織的・計画的支援
・学校関係者が中心となり、不登校児童生徒や保護者と話し合いながら「児童生徒理解・教育支援シート」(モデルフォームマット提示)など、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定し、組織的・計画的な支援を実施することが有効。また、支援の進捗状況に応じてシートの内容を見直すことも重要。
- 2 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保
・不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、不登校特例校や教育支援センターの利用、ICTを使った学習支援の実施、夜間中学など、多様な教育環境を提供できるよう環境整備を図ることが重要。
- 3 教育支援センターを中心とした体制整備
・教育支援センターは、不登校児童生徒への支援に関する知見や技能が豊富であることから、通所を希望しない不登校児童生徒への訪問型支援等、学校外における支援の中核となることが期待される。そのため、国においては、教育支援センターの設置促進や機能強化に関するモデル事業の実施、SC配置など、自治体への財政支援が必要。

学校における指導の改善（今後更に検討）

- 1 不登校児童生徒の発生を防ぐ指導の改善（不登校が生じないような学校づくり、未然防止）
- 2 児童生徒に対する効果的な支援の充実
- 3 不登校児童生徒を支える学校・教育委員会の支援体制

不登校の要因

(平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値)より作成)

【国公私立】小学校

学校、家庭に係る要因 (区分)		学校に係る状況		家庭に係る状況		学校、家庭に係る要因 (区分)		学校に係る状況		家庭に係る状況	
分類別児童数	いじめ	学校の不振	進路に係る不安	学校の不振	進路に係る不安	分類別児童数	いじめ	学校に係る状況	家庭に係る状況	分類別児童数	いじめ
3,845	149	2,502	670	376	33	30	89	181	1,007	17,775	362
—	3.9%	65.1%	17.4%	9.8%	0.9%	0.8%	2.3%	4.7%	26.2%	—	2.0%
13.9%	73.8%	44.3%	56.9%	9.7%	11.5%	38.5%	14.2%	12.4%	6.3%	18.1%	72.1%
345	0	53	10	82	2	0	25	7	235	7,503	4
—	0.0%	15.4%	2.9%	23.8%	0.6%	0.0%	7.2%	2.0%	68.1%	—	0.1%
1.3%	0.0%	0.9%	0.8%	2.1%	0.7%	0.0%	4.0%	0.5%	1.5%	7.6%	0.8%
7,895	4	651	117	1,600	59	12	198	276	5,358	30,134	34
—	0.1%	8.2%	1.5%	20.3%	0.7%	0.2%	2.5%	3.8%	67.9%	—	0.1%
28.6%	2.0%	11.5%	9.4%	41.4%	20.5%	15.4%	31.5%	19.0%	33.7%	30.6%	6.8%
9,295	39	2,096	351	1,374	158	30	237	77	4,801	29,262	71
—	0.4%	22.5%	3.8%	14.8%	1.7%	0.3%	2.5%	8.4%	51.7%	—	0.2%
33.7%	19.3%	37.1%	28.3%	35.5%	54.9%	38.5%	37.7%	53.3%	30.2%	29.7%	14.1%
6,201	10	351	94	436	36	6	79	215	4,512	13,754	31
—	0.2%	5.7%	1.5%	7.0%	0.6%	0.1%	1.3%	3.5%	72.8%	—	0.2%
22.5%	5.0%	6.2%	7.6%	11.3%	12.5%	7.7%	12.6%	14.3%	28.4%	14.0%	6.2%
27,581	202	5,653	1,242	3,868	288	78	628	1,456	15,913	98,426	502
計	100.0%	0.7%	20.5%	4.5%	14.0%	1.0%	0.3%	2.3%	5.3%	100.0%	0.5%
										計	
											100.0%

(注1)「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。二つ以上の要因があり、いずれが主であるかを決め難い場合は、分類別のより上段のものから選択。

(注2)「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答。「本人に係る要因(分類)」で選ばれた要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものが複数ある場合は、回答していない。

(注3)「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の変遷や、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等が該当する。

(注4) 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」に対する割合。

不登校のきっかけ

(平成26年7月不登校に関する実態調査 (平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書) より作成)

・本調査は、平成18年度に公立中学校第3学年に在籍していた生徒のうち、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、不登校として年間30日以上欠席していた者を調査対象として、下記(1)～(3)の3つの方法によって生徒の5年後の状況等の追跡調査を行っている。

(1)調査対象者が在籍していた中学校に対する基礎的な調査(A調査)

(2)調査対象者のうち調査への協力に応諾した者に対し、中学校卒業後及び現在の状況等について、無記名のアンケート調査(B調査)

(3)B調査対象者のうち調査への協力に応諾した者に対し、B調査を補足するインターネット調査(C調査)

・下記調査結果は、B調査における集計結果の一部である。

・また、平成13年に文部省において、平成5年度の不登校生徒への追跡調査を実施しており、一部比較できる調査となっている。(以下、「H5調査」という。)

問4-1 あなたが学校を休みはじめたときのきっかけは何ですか。思いあたるものすべてに○をつけてください。

	総回答数	有効回答数	NA	回答数	比率1	比率2	H5調査
1. 友人との関係	1604	1581	23	849	52.9%	53.7%	44.5%
2. 先生との関係	1604	1581	23	420	26.2%	26.6%	20.8%
3. 勉強が分からない	1604	1581	23	500	31.2%	31.6%	27.6%
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係	1604	1581	23	366	22.8%	23.1%	16.5%
5. 学校のきまりなどの問題	1604	1581	23	161	10.0%	10.2%	9.8%
6. 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかつた	1604	1581	23	273	17.0%	17.3%	14.3%
7. 家族の生活環境の急激な変化	1604	1581	23	155	9.7%	9.8%	4.3%
8. 親との関係	1604	1581	23	228	14.2%	14.4%	11.3%
9. 家族の不和	1604	1581	23	160	10.0%	10.1%	7.5%
10. 病気	1604	1581	23	235	14.7%	14.9%	13.2%
11. 生活リズムの乱れ	1604	1581	23	548	34.2%	34.7%	*
12. インターネットやメール、ゲームなどの影響	1604	1581	23	246	15.3%	15.6%	*
13. その他	1604	1581	23	257	16.0%	16.3%	19.3%
14. どくに思いあたることはない	1604	1581	23	88	5.5%	5.6%	10.8%

※1 <NA>は無回答・無効回答を示す。「比率1」は「<NA>を除いた各項目の回答の比率、「比率2」は「<NA>を除いた各項目の回答の比率を示す。

※2 「H5調査」との比較が可能な調査項目については、「H5調査」の比率は、原則として今回の「比率1」に相当するものを記載しております。「H5調査」と比較する場合は、「比率1」と比べるものとする。

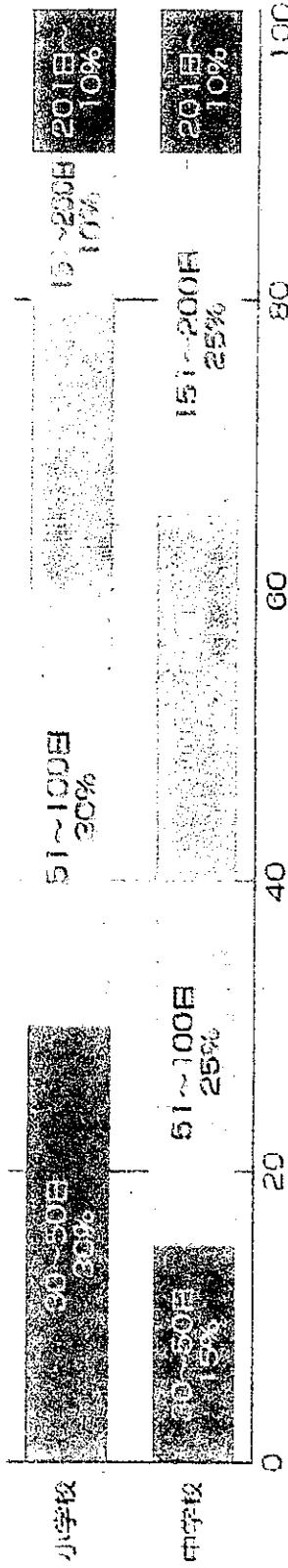
※3 「*」は、「H5調査」では選択肢がなかったことを示す。

※4 調査では、以下のようく述べる回答選択の後に回答具體例を()書きで示している。

1. 友人との関係(いやがらせやいじめ、けんかなど)
2. 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)
3. 勉強が分からぬ(授業がおもしろくない、成績がよくない、テストがきらいなど)
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係(先輩からのいじめ、他の部員どうまくいかないなど)
5. 学校のきまりなどの問題(学校の校則がきびしこななど)
6. 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかつた(転校、進級したときの不適応など)
7. 家族の生活環境の急激な変化(父親や母親の単身赴任、家族の別居、親の転職や失業など経済的な問題など)
8. 親との関係(親がおこる、親の言葉や態度への反発、親との会話がほとんどないなど)
9. 家族の不和(両親の不和、祖父母と父母の不和など)
10. 病気
11. 生活リズムの乱れ(朝起きられないと)
12. インターネットやメール、チームなどの影響(一度始めると止められないと)
13. その他
14. どくに思いあたることはない

年間欠席日数別不登校の状況

平成26年度不登校児童生徒の年間欠席日数別割合（概算）（東京都 公立）



平成19年度欠席日数別不登校の状況（神奈川県 公立）

平成28年2月 東京都不登校・中途退学対策検討委員会 報告書より

学年　全不登校児童・生徒数

学年	全不登校児童・生徒数	欠席日数			
		30～89日	90日～149日	150日～179日	180日以上
小学校		人数	割合	人数	割合
1年	114	76	66.7%	27	23.7%
2年	190	122	64.2%	36	18.9%
3年	273	146	53.5%	79	28.9%
4年	404	228	56.4%	100	24.8%
5年	513	255	49.7%	156	30.4%
6年	659	332	50.4%	163	24.7%
計	2,153	1,159	53.8%	561	26.1%
中学校		人数	割合	人数	割合
1年	1,930	969	50.2%	557	28.9%
2年	2,813	1,164	41.4%	757	26.9%
3年	3,206	1,204	37.6%	905	28.2%
計	7,949	3,337	42.0%	2,219	27.9%
合計	10,102	4,496	44.5%	2,780	27.5%

平成21年5月 神奈川県不登校対策検討委員会 報告書より作成

教育支援センター（適応指導教室）について

「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）
 「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」（平成27年8月）より

教育支援センター（適応指導教室）は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び適応指導を行うことにより、学校への復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本的な目的とする。

○施設数（平成27年度）

1, 323か所

（うち、都道府県設置28か所 市町村設置1, 295か所）

○施設で行われている活動

- ・カウンセリング等を通じた教育相談活動
 （カウンセリング、グループ面接）
- ・教科学習の指導
- （児童生徒が自分で学習計画を立てて、その計画に従った学習支援の実施等）
- ・自然体験や社会体験等を通じた体験活動
 （自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等）
- ・グループ活動
 （陶芸、調理実習、手芸、木工、ゲーム、轻スポーツ等）
- ・家庭への訪問指導
 （509箇所で実施）

○指導を受けた児童生徒数及び指導要録上「出席扱い」した児童生徒数（平成27年度）

＜指導を受けた数＞ <「出席扱い」した数>

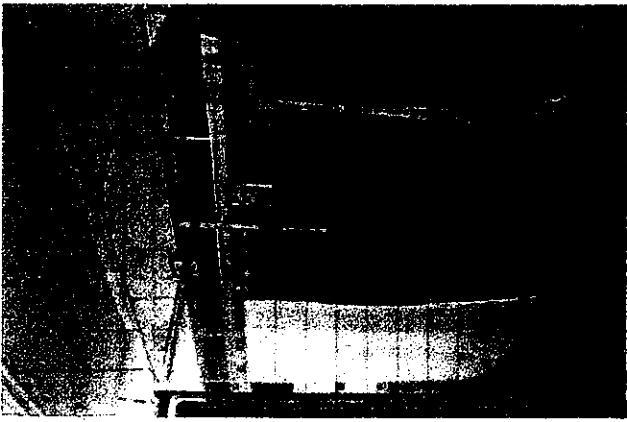
・小学校： 3, 219人 (2, 219人)

・中学校： 12, 893人 (10, 917人)

・高等学校： 311人 (59人)

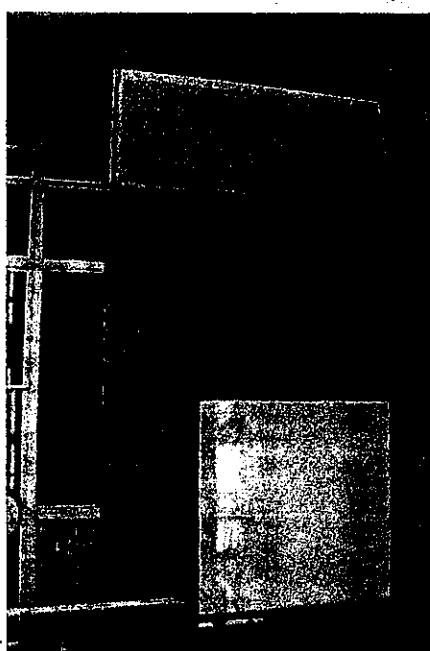
辰野町の中間教室「わたげ」（適応指導教室）

- 1 開設 平成11年4月(長野県内の町では最も早く開設) 今年度で17年目を迎える。
- 2 開設趣旨 辰野町内(希望があれば町外からも)の小中学校の不登校・不適応児童生徒を対象に、学校復帰も視野に入れながら、心の休まる空間を提供するとともに、集団適応指導・学習指導および教育相談を行うことを目的とする。
- 3 場所 辰野町図書館二階会議室
- 4 時間 午前9時～午後5時
- 5 職員 1名[教員免許 小免・中免(国)]……開設時より同じ女性職員
- 6 教室の役割(1)子供たちの居場所……安心して過ごせる空間でありたい。巣立った子供にとっての相談場所であり、ほつとできる場所でもありたい。(2)学校とのつながり……切れがちな学校とのつながりをきらない。(3)保護者とのかかわり……保護者の子育て・悩み等の相談相手になる。



【余暇エリア】

既製品ではなく、学校手作りのため、児童の状況に応じて、面接室変に大きさなどを
変更させることができる、まさにオーダーメイドのエリア。



【個別学習エリア】

自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上
出席扱いとした児童生徒数（人）

(平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値)より作成)

	国立	公立	私立	計
小学校	0	56	2	58
中学校	1	197	19	217
計	1	253	21	275

不登校をした人の手記 発表者 莉谷和幸（神奈川県・24歳）

私は現在24歳で、東京農業大学へ通う4年生です。私は中学1年の9月に不登校になり、中学3年の春休みまで家でひきこもりました。その後フリースクール東京シユーレに7年間所属し、高卒認定試験をうけ、21歳で大学に進学しました。

(略)

私が不登校になつたきっかけは夏休みの宿題が終わらなかつたことです。
え？そんなこと？と思われるかもしれません。夏休み明け大量の宿題をやり残していた私は、少し休んで宿題を仕上げようと思い、学校を休みました。そのまま一週間学校を休んでしまいましたので、さすがにこれはまずいと思い学校へ行きました。授業は1週間分進んでいます。授業を聞いている時、どうしようもなく「もうだめだ」と思いました。次の日から学校へ行けなくなりました。

それから2年間は家で引きこもることになります。親からしたらなんとしても学校にいってほしいですから、お願ひだから学校に行つてくれと言われます。ですが行けないんです。実際に体にも症状が現れます。行こうとするとなかが痛くなり、どうしても無理なんです。1度車に乗せられて、学校の校門の前でおろされたのですが、中にはどうしても入れず歩いて帰りました。

(略)

少し状況が変わります。1年半も引きこもつていると親も疲れてくるんです。
あまり学校へ行けと言われなくなりました。そうすると不思議な事にこちらにも余裕が出てくるんですね。安心感みたいなものでしょ？
歩も出なかつたのに、プールにちよつと行ってみたりするようになりました。
そんなとき母からこんな場所があるよと、フリースクール東京シユーレのことを聞きます。1回行ってみてダメならやめよう、そう思つていたのですが、自分に合つていたのか6年間通うことになります。

フリースクールに行ってます驚いたのが、皆明るいんですよ。もっと不登校って暗いイメージがありましたから。ある人はマンガをよんでる、あるいはトランプをしてる、ある人はギターを弾いてる。最初私はマンガを読んだだけ

でしたが、楽しそうな雰囲気でここにならいいなと思いました。同じ鉄道が趣味の友達ができますそこへ行くのが楽しくなりました。

(略)

私は少し勉強がしなかつたので、スタッフに相談して高卒認定対策講座を作つもらいました。そのかいあって、17歳のときに高卒認定試験に合格しました。

(略)
高卒認定試験には合格しましたが、将来自分がやりたいことは全然分かりませんでした。でも友達はいろいろな進路を自分で決めていきました。
20歳で通信制の高校へ行く人、専門学校へ行く人、大学へ行く人、バイトを始める人、中には15歳でサラリーマンになる人と様々でした。そんな時期に、私は歩き旅をしました。

(略)
もし勉強するなら食のことがしりたい、それじゃ広すぎると、食を作る側のことがしりたい、それは農業だろう。農業のこと知るなら農学部のある大学へこう。

400km歩き終えて、新潟の海を見ているとき、そう心に決めていました。
旅から帰った私は翌月から予備校に通い、2年勉強したのち東京農業大学の農学部へ合格し今にいたります。

(略)
今は毎日忙しくすごしておりますが、前は家から1歩も出ない引きこもりの時期がありました。
私にとつて必要だったのは、安心して家にいる時間と、フリースクールにいながら安心して通える事でした。そのことが今の自分がつながっています。
学校へ通う人とはだいぶ違う道になりましたが、これはこれで良かったなと思います。

当事者としてはフリースクールが社会に認められて、まだ多様な育ち方が受け入れられるようになれば良いなと思います。

不登校の子どもとの保護者手記

発表者 谷川智恵（フリースクールりんごの木・埼玉県）

息子は現在16歳。元々幼稚園の年長から行きしぶりがあつたが、ほぼ完全に不登校になつたのは、小学6年生（平成22年）。
まずは、不登校の経緯から申し上げますと、小4（平成20年）の6月頃にクラスの数人からじめを受けていたことがあつた。その頃より、息子から「下校時は迎えに来て。早く家に帰りたいから。」と言われ、毎日の迎えが始まつた。
また、同時期には担任から「隣席の子にちょっかいを出したり、テストの答えをふざけて書したりと落ち着いて授業に参加できておらず、授業がたち行かないで、病院等に相談に行ってはどうか？授業によりおとなしく授業に参加している子もいりますよ。」と言われ、児童相談所や小児精神科を受診。

結果、「あえて診断名をつけるとすれば、広汎性発達障害の高機能自閉症です。」とのことだった。また、「担任との不適応や二次障害に発展しつつある。」とも言われた。

小5では五月雨登校がはじまる。親が仕事で不在時に担任が家まで迎えに来て、勝手に学校へ連れて行つたことや、教室から担任が携帯電話で、いじめをしている子と話をさせたりされたことなどがあつた。

（略）

—フリースクールとの出会い—

NHK教育テレビで放映された（平成21年末か22年）「フリースペースえん（たまりば）」の様子を視聴したことで、息子が「学校に行つていないのは自分一人だけと思つていたけど、他にもいるんだね。ここに行つてみたい。」と、ほつとしたように言った。

（略）

—フリースクールに行って良かったこと—

子ども自らが主体的に、積極的に行動をするようになり、明るさや健康を取り戻したこと。

学校へ行つているときは、頭痛、腹痛など体調不良を訴えることがよくあつたが、フリースクールに行き始めてからはそれらが全くなくなつた。そして、フリースクールに行くことやイベントに参加することが楽しい、と表情も明るくなつた。

また、JDECや、夏の全国合宿での色々な「ひと」との出会いを得られたこと。親の気持ちもラクになり、新たなものの見方を得られたこと。
—フリースクールで困ったこと—
私たち親子にはフリースクールの存在があつて良かったが、義務教育期間中の親としては、日々のフリースクール会費や弁当代、交通費などの家計負担が大きく大変だった。他の小中学校に行つている子らと同じように、フリースクールに通う子どもにも、国から何らかの支援が必要であると思うので、国は支援の仕組みを考えてほしい。

—将来のこと—
高校卒業資格を取得するのか、高等学校卒業認定試験の合格を目指すのかは考慮中である。

平成28年6月10日

教育委員会・学校とフリースクール等の連携に関する取組

フリースクール等との連携に関する実態調査について
(文部科学省調査)

(文部科学省調査)

目的調査の概要

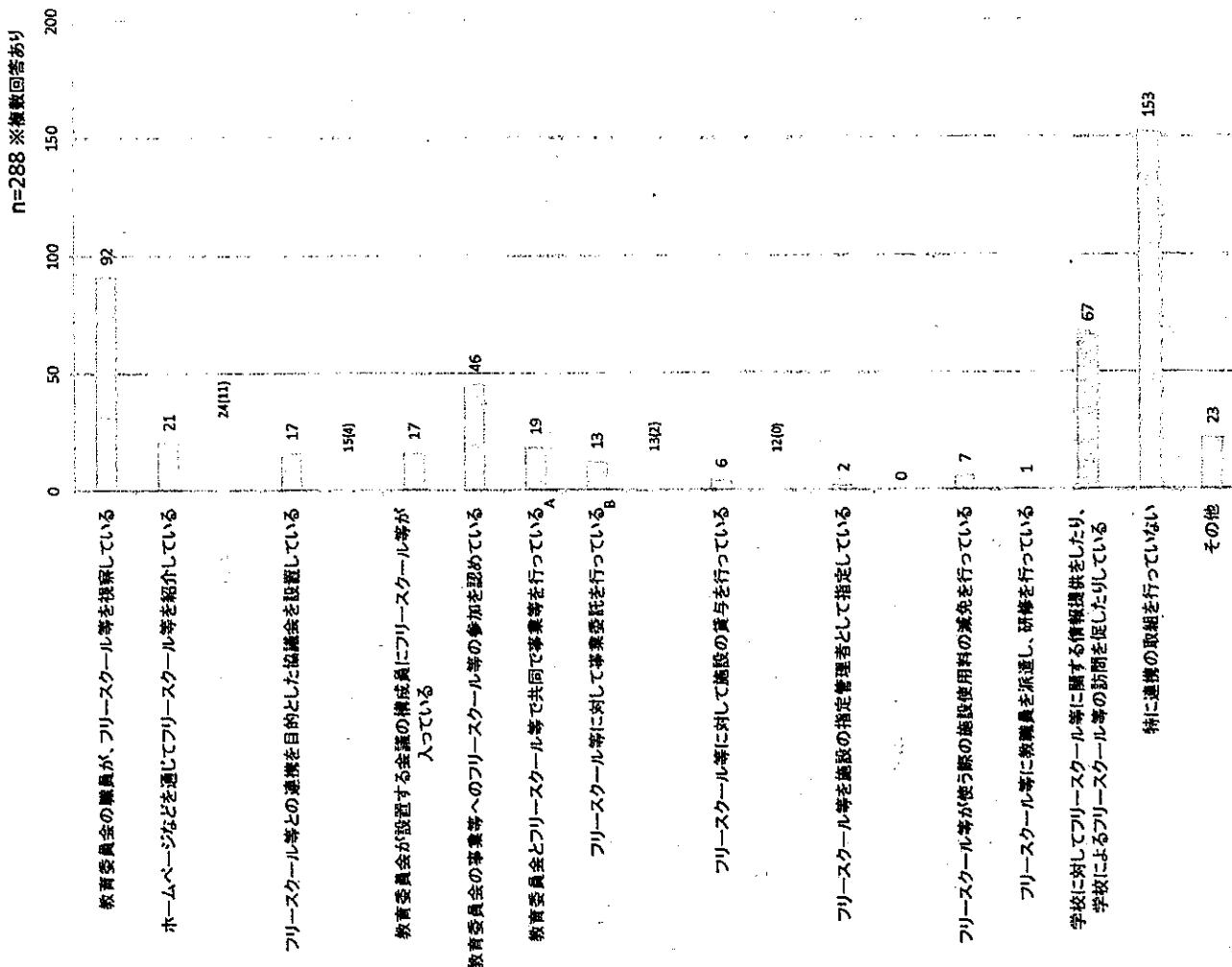
教育委員会における、教育委員会・学校とフリースクール等との連携についての取組状況を把握し、今後の施策の推進に資するものとする。

平成28年2月

全都道府県教育委員会
ブリースクール等(小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う
民間の団体・施設)が所在する市区町村教育委員会(288市区町村教委)

4 主力圖者事項

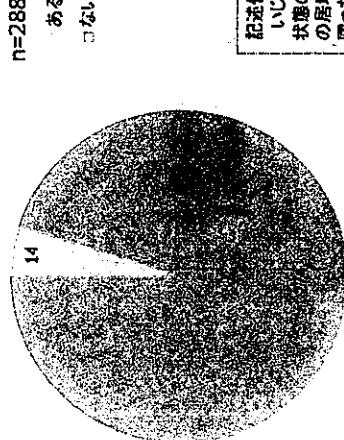
- フリースクール等との連携に関する取組
 - フリースクール等との連携に関する記述
 - フリースクール等との連携を進める上での課題



次の一例は、教育委員会が行う体操教室へのフリースケール等の子供の参加、教育委員会が行う修習へのフリースケール等のスタッフの参加などによる既存施設への企画開拓の事例、教育委員会、フリースケール等による既存施設への企画開拓の事例、教育委員会研修等での

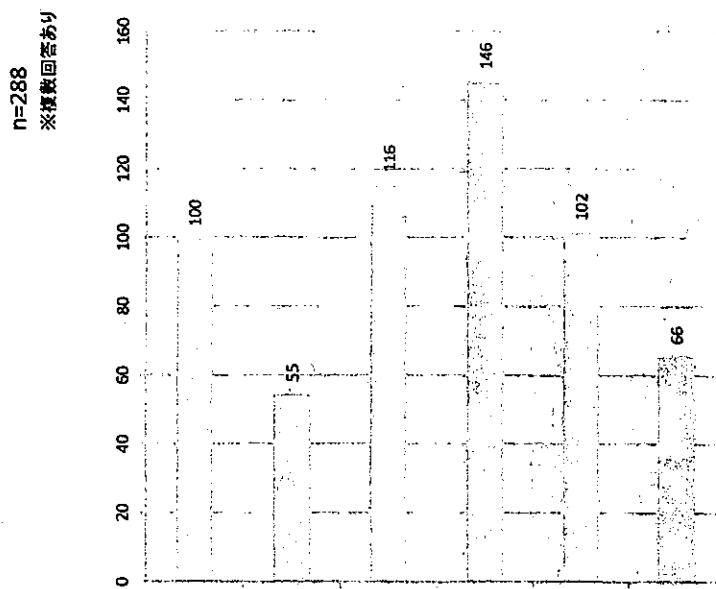
2 フリースクール等との連携に関する記述の有無

(※教育委員会の教育振興基本計画又は教育に関する「大綱」中の上記記述の有無)



記述例:
いじめ・不登校等の未然防止、不登校
状態の改善および学校内外での児童生徒
の居場所づくりを目標し、NPOなどと連携を
図った活動を展開し、総合的ないじめ・不登
校対策を推進します。

3 フリースクール等との連携を進める上で課題



京都市におけるフリースクール等との連携①

<京都市児童生徒登校支援連携会議>

○学校、家庭、フリースクール、学識経験者、関係機関等が一堂に会し、児童生徒の登校支援について協議する場を設けている。

- 構成
・顧問 藤原勝紀 京都市名誉教授
・校長会代表者、PTA、スクールカウンセラー、医療関係者、大学相談室、児童相談所、フリースクール、各種行政機関
なども相談セシターパートナ、洛風中、洛友中、各種実施の会議のほか、「不登校フォーラム」の開催や不登校に関するホームページページの開設などを実施している。

<主な変遷>

- [平成11年度] 不登校児童生徒を支援する行政機関が情報交換をする場として、「京都市不登校児童生徒支援連携会議」を設置。
- [平成12年度] 「不登校フォーラム」の開催を始める。※当時の名称は、「不登校問題フォーラム」
単なる「連絡」ではなく、各機関が「連携」するための会議とするため、「京都市不登校児童生徒支援連携会議」に名称変更。
- [平成13年度] フリースクール2施設の代表が委員に就任。(20年度には、更にもう1施設の代表が加わる。)
PTA代表者(小・中学校各1名)が委員に就任。
- [平成18年度] 不登校児童生徒だけなく、児童生徒全ての登校を支援するという趣旨から、「京都市児童生徒登校支援連携会議」に名称変更。
- [平成19年度] 不登校児童生徒への支援に觸れる行政機関が互いに情報交換をする。
- [平成20年度] 全ての子どもたちがいきいと学校で学び育つために幅広い関係者が連携を図る。

【当初の趣旨】
不登校児童生徒への支援に觸れる行政機関が互いに情報交換をする。

【現在の趣旨】
全ての子どもたちがいきいと学校で学び育つために幅広い関係者が連携を図る。

京都市におけるフリースクール等との連携②

平成17年度に、フリースクール2施設との連携事業を開始。
平成28年度は、4施設との連携事業を実施。

<連携事業>

「あんようほのぼのフリースクール」

- 連携先：安養寺フリースクール（京都市上京区）
- 内 容：不登校に関する保護者対象学習会
- 対 象：小・中・高等学校の児童生徒の保護者
- 事業開始年度：平成20年度
- 年間実施回数：20回

「ぶらねっと・クラブ」

- 連携先：わく星学校（京都市左京区）
- 内 容：自然体験活動、スポーツ等の各種体験活動
- 対 象：小・中・中学校の児童生徒
- 事業開始年度：平成17年度
- 年間実施回数：10回

「きらきら☆ボクシング」

- 連携先：本橋プロボクシングジム（京都市山科区）
- 内 容：ボクシングを通じた体験活動
- 対 象：小・中・高等学校の児童生徒
- 事業実施年度：平成27年度
- 実施回数：毎月1回

「ふれあいアテンダント」

- 連携先：ほつとハウス（京都市南区）
安養寺フリースクール（京都市上京区）
- 内 容：家庭訪問による相談や学習補助等
- 対 象：小・中・中学校の児童生徒
- 事業開始年度：平成28年度
- 訪問回数：週1回程度

<連携事業の効果>

お互いに頼りの見える関係の形成



フリースクール

教育委員会

＜わく星学校より＞
連携事業を始めてから、学校のフリースクールに対する理解が深まつたように思う。また、連携事業に参加する子どもの保護者に対し、フリースクールが第三者的な立場で話をすることでき、その保護者の学校不登校が薄らいでいくことがある。

—神奈川県におけるフリースクール等との連携①—

1. 連携の経緯

■児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査において、全国数値を上回る状況



■神奈川県学校・フリースクール等連携協議会の設置(H18・2)

■神奈川県学校・フリースクール等連携協議会設置要綱

第1条 設置目的

「本県において、不登校児童・生徒のための居場所作りを進める
フリースクールやフリースペースとの連携協働を推進するため」

第6条 地区学校・フリースクール等連携協議会

4 地区協議会の構成員及び運営に関する事項は、当該地区
協議会で定める

■確認事項

不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の
再開に向けて相互理解、連携を図る

- 「開かれた学校」「パートナーシップ」
- フリースクール等と学校や教育関係機関との連携・協働を県レベルで推進
- 子どもを真ん中において協働的な取組を行う
- 委員構成

フリースクール関係 9名、学校関係15名 計24名(H28年現在)

—神奈川県におけるフリースクール等との連携②—

2. 連携に基づく取組の内容

■ 内容(数字についてはH28年度のもの)

- ①県学校フリースクール連携協議会の開催
- ②地区連携協議会の開催
- ③不登校相談会の開催 年2回
- ④不登校相談会・進路情報説明会の開催
- ⑤フリースクール見学会
- ⑥教員派遣研修
- ⑦リーフレットの作成等

(参考)県と一定の連携を結びながら事業を進めている フリースクール等の団体 平成28年度(平成29年2月現在)
横浜市 13 川崎市 2
相模原市 3 横須賀市 2
湘南三浦地区 4 県央地区 2
中地区 2 足柄上地区 1
足柄下地区 1 合計30団体

③不登校相談会

- 平成18年開始
- 不登校で悩む児童・生徒や保護者を対象に相談会を開催
- 県内2地域で開催
- 内容
- 座談会
- フリースクール等の活動紹介
- 個別相談
- 不登校生徒や高校中退者及びその保護者に対して、進路情報を提供し、個別相談において自立に向けた支援を行う
- 内容
- 進路情報の説明会
- 公・私立、高等専修各種学校、就労関係
- 児童・生徒、保護者
- 学校関係者、市町村の指導主事が訪問し活動を見学

④進路情報説明会

- 平成19年開始
- 児童・生徒、保護者がフリースクールを見学、その活動への理解を深める
- 内容
- 1年間
- H18年度からH28年度まで11名
- 校種別 高等学校10名(男7 女3)
中学校1名(女)
- 教員派遣研修の一環として、派遣先の一つにNPO、フリースクール等を加え、教員の資質の向上を図る。
- (参考)派遣先として企業、社会福祉施設、社会教育施設等に派遣

⑤フリースクール見学会

- 教員派遣研修の一環として、派遣先の一つにNPO、フリースクール等を加え、教員の資質の向上を図る。
- (参考)派遣先として企業、社会福祉施設、社会教育施設等に派遣
- 派遣期間 1年間 派遣人数 1名
- H18年度からH28年度まで11名
- 校種別 高等学校10名(男7 女3)
中学校1名(女)

⑥教員派遣研修

- 教員の派遣研修の一環として、派遣先の一つにNPO、フリースクール等を加え、教員の資質の向上を図る。
- (参考)派遣先として企業、社会福祉施設、社会教育施設等に派遣
- 派遣期間 1年間 派遣人数 1名
- H18年度からH28年度まで11名
- 校種別 高等学校10名(男7 女3)
中学校1名(女)

3. 連携による効果、課題

■ 効果・成果

- ・神奈川県としての不登校対策に対する基本的な考え方を明確に示すことができた(連携協議会設置)
- ・進路情報会、不登校相談会が定着(県内各地で)
- ・来場者、相談者の増加と満足度
- ・不登校児童・生徒の人数の変化

■ 課題

- ・フリースクール等の果たしている役割や取組についての理解がまだ不足している
- ・連携協議会としてのネットはできているが、具体的なワークの検討が必要
- ・不登校相談会のさらなる充実(内容)が必要
- ・福祉機関との連携が必要

東京都「ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業」の概要

目的

ひきこもり等の状態にある若者を支援しているNPO法人等に対して、「ひきこもり等の若者支援プログラム」(以下「支援プログラム」という。)を普及・定着させることにより、ひきこもり等の状態にある若者が安心して支援を受けられ、また区市町村がNPO法人等と協働して若者の支援を行うことのできる社会基盤を整備する。

■支援プログラム 派生プログラムは「ひきこもり等の若者支援プログラム」参照

ひきこもり等の状態にある若者及びその家族を対象とした、以下の3種類のプログラム

【No.1】 訪問相談・支援

(自宅等を訪問し、外出に向けた働きかけの実施)

- ・個別面接、親同士の交流会等の開催(対象者の把握・本人への間接的支援)
- ・自宅等に訪問し、相談・カウンセリングを実施(必要に応じて、外出への付き添い)
- ・自宅以外の居場所・適切な支援機関の紹介

【No.2】 自宅以外の居場所の提供

(自宅以外の安心できる居場所の提供、自己肯定感を醸成するための活動の実施)

- ・安心できる居場所(リースペース等)の確保・運営
- ・各種活動の実施(来所者同士の自由な会話、グループ活動、自然キャンプ等)

【No.3】 社会参加への準備支援

(社会参加に向け、能力と自信を向上させるための社会体験活動の実施)

- ・社会体験活動に参加するための情報提供や研修等を行つ支援拠点の確保・運営
- ・社会体験活動の実施(ボランティア活動、生活リズム改善のための短期合宿等)

仕組み

1. 東京都は、支援プログラムに沿った支援事業の企画提案を公募
2. 東京都は、応募のあつた事業を審査し、選定した「研究団体」を助成(1年間)
3. NPO法人等は、「研究団体」として事業を実施
4. 3を踏まえ、東京都は1年間の実績を評価
5. 事業実施の1年後、NPO法人等は東京都へ「登録団体」として申請
6. 東京都は、申請を受けて審査し、NPO法人等を「登録団体」として承認
7. NPO法人等は「登録団体」として、ひきこもり等の状態にある若者及び家族を支援
8. 東京都は、「登録団体」が行う支援事業を広報するなどサポート

公と民との連携による施設の設置・運営①フリースペースえん

<概要>

- 川崎市が青少年教育施設の指定管理者としてNPO法人フリースペースたまりばを指定し、不登校児童生徒の居場所として運営
- 発達・知的・精神・身体などさまざまな障害や非行などの背景を持つ子ども・若者たちも受け入れている。
- 会員登録制 ※会費無料（昼食代250円）
- 会員数

	小学生	中学生	高校年齢	18歳以上	合計
22人	26人	25人	32人	105人	(平成26年9月末現在)

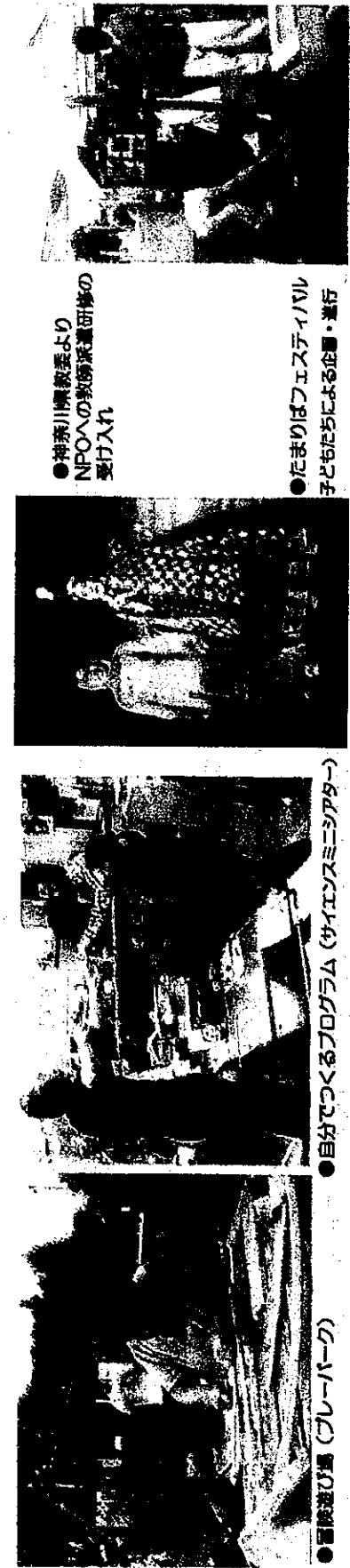
<特徴>

「川崎市子どもの権利に関する条例」の
理念の具現化を目指した青少年教育施設



<活動>

- 自分で決めるプログラム
決められたカリキュラムではなく、子どもたち一人ひとりが、自分でその日をどのように過ごすかプログラムをつくる。“この指とまれ”方式で、自主企画をたて、仲間を集めて一緒に活動。
- 過ごし方の例◆楽器の演奏や歌 ◆自主学習 ◆読書 ◆パソコン ◆絵画 ◆染色 ◆ダンス 等



●神奈川県教育委より
NPOへの教職派遣研修の
受け入れ

子どもたちによる企画・運営

●たまりばフェスティバル
●自分でつくるプログラム（サイエンスミニアター）

●冒険遊び場（フレーバーク）

公民との連携による活動の取組

＜概要＞

- 大阪府池田市が、閉校した小学校施設を活用して、NPO法人トイオックスに教育相談業務の一部を委託
- 在籍校と連携した上で、不登校、ひきこもり、発達障害など様々な課題を持つ子どもを社会的に自立できるようサポート
- 池田市民は、教育相談およびスクーリングが無料

○平成27年度実績

○一日の流れ

- 10:00 スクールバス等にて来室、朝のミーティング
- 10:30 個別学習（国語・数学・英語の教科学習を中心）
- 12:00 昼ごはん
- 13:45 午後の授業（理科、社会科、音楽、体育、美術、家庭科等の体験授業）
- 14:45 今日のまとめ、帰りのミーティング
- 15:30 スクールバス等にて帰宅

○課外活動

- 伏尾台小学校での活動以外にも、地域において様々な課外活動を実施。
 - ・スマイルキャンプ（吹田市自然体験交流センターで開催）
 - ・誕生会（毎月開催）
 - ・学習会（春・夏・冬休み中各2～3回開催）
 - ・スマイルフェスタ（年1回開催）
 - ・フリーマーケット参加（年1～2回）
 - など



●園別指導による学習



●テレビ観学



●運動体験



●家庭科

合計4451件		保護者	子ども	その他	
池田市	延件数	スクーリング	相談		
		延件数	実人数	池田市	その他
1256	2006	832	357	3108	4057
226	226	226	226	531	45程度/月

○活動

○一日の流れ

- 10:00 スクールバス等にて来室、朝のミーティング
- 10:30 個別学習（国語・数学・英語の教科学習を中心）
- 12:00 昼ごはん
- 13:45 午後の授業（理科、社会科、音楽、体育、美術、家庭科等の体験授業）
- 14:45 今日のまとめ、帰りのミーティング
- 15:30 スクールバス等にて帰宅

○課外活動

- 伏尾台小学校での活動以外にも、地域において様々な課外活動を実施。
 - ・スマイルキャンプ（吹田市自然体験交流センターで開催）
 - ・誕生会（毎月開催）
 - ・学習会（春・夏・冬休み中各2～3回開催）
 - ・スマイルフェスタ（年1回開催）
 - ・フリーマーケット参加（年1～2回）
 - など

特定非営利活動法人(NPO法人)

東京シユーレ

—子どもも中心で学び、育つ—

沿革・全体像

1984年 登校拒否を考える会

1985年 東京シユーレ開設

規模・人数

	学校制度外			学校制度		
22歳	シユーレ	シユーレ	シユーレ	高校コース (東京シユーレ 学習センター)	私立東京シユーレ 葛飾中学校	小計
15歳	ホーム シユーレ	ホーム シユーレ	フリースクール	高等部	中等部	116
中3	東京シユーレ	東京シユーレ	東京シユーレ	中等部	中等部	116
中1	(王子)新宿	(王子)新宿	(王子)新宿	初等部	初等部	116
小6	流山	流山	流山	小計	小計	116
小1						

フリースクール

	王子	新宿	流山	小計
高等部	51	16	8	75
中等部	17	7	1	25
初等部	6	4	6	16
計	74	27	15	116

フリースクール部門

- ①居場所であること
- ②やりたいことを応援すること
- ③自己決定の尊重
- ④子どもたちで創るシユーレ
- ⑤違いを認め合って

ホームエデュケーション部門

●地域サロン



●全国合宿



●ログハウス建設



●ミーティングの様子

フリースクール

○仲間や情報と出会うために

・毎月の月刊誌

・サイバーシューレSNS

・全国合宿や地域サロン

○学習サポート

・自作教材、市販教材活用、高卒認定試験サポート等

○親どうしのつながり

・毎月冊子を送付 初等部

・インターネットの交流サイト

・合宿やサロンでの出会い

フリースクール NPO法人楠の木学園

○1993(平成5)年 発足
 「学習不景」、「問題行動者」など比喩されたり、いじめにあつた子ども。
 それは生得的な特性(当時は、学習障害・LD)と考える親たちが、
 そのような特性を認め、理解し、適切な教育をしてくれる学校を首
 部園で探した。

・(株)ヤマタネが、「企業の社会貢献(メッセージ)」の一環として、施設
 の提供や運営を支援

・バブル経済の崩壊、企業撤退(1996年)、自力で運営

・①普通学園に通っていたが、特性の理解を得られていない
 ②個別支援学級、特別支援学校にはは行つたのに納得のいく教育
 を受けられない子どもたちへの支援

※()…2014年8月時点在籍生徒数

○本科中等部(3名)、本科高等部(17名)

- ・一般教養(国語 教育 英語 社会 生活 体育)
- ・芸術表現活動(音楽 美術 演劇 和太鼓 朝鮮太鼓)
- ・実習体験・社会性を培う(調理 グループワーク ホームルーム クラブ活動)

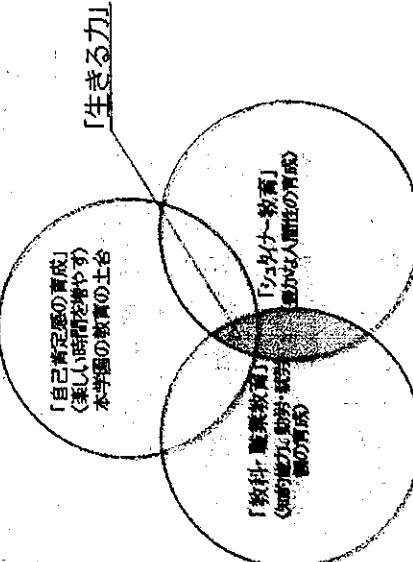
○専攻科(8名)

- ・本科終了後2年間の課程
- ・農場見学・就労体験・実習(お菓子作り 喫茶)、専攻科合宿など

○単科(1名)

- ・希望する授業のみの参加

- 1 難民が安心していられる場所
- 2 信頼關係の形成
- 3 自信の回復、失敗の容忍
- 4 意欲(勇氣)の喚起
- 5 關係性の形成、コミュニケーションの力をつける



- 長期の不登校だった若者たちの実態をふまえ
 -基礎的な学力、対人關係への不安、自信不足の克服
 -将来への絶望感を生きる意欲と意志の獲得へ
 -高校生生活の充実と高卒資格の取得へ
 -一人ひとりの特性、能力に応じた丁寧な進路指導

・英語後の相談、フォローも
 インクルーシブな地域社会づくり



特定非営利活動法人(NPO法人)

フリースクール全国ネットワーク

2000年に日本で開催したJDEC世界フリースクール大会がきっかけとなって誕生した、フリースクール・フリースペース・子どもの居場所・ホームエデュケーション団体などによるネットワーク。

フリースクール全国ネットワークによる研修、養成、相互の学び合い

○JDEC「日本フリースクール大会」

実践交流によるフリースクール等の活動の質の向上、政策提言を目的として2009年より毎年一回開催。

第8回JDEC「日本フリースクール大会」&第3回多様な学び実践研究フォーラム
2016年2月6,7日 東京都 (共催：多様な学び保障法を実現する会)

講演と対談「学校外の学びひど支援を考える」

季ミニンチヨルさん(韓国光州市学校外青少年支援センターセンター長)、荒牧重人さん(子どもの権利条約総合研究所)

実践交流「子どもも参加と学び」
・フリースクールで学ぶ子どもたちによる実践報告
・サドベリースクールで学ぶ子どもたちによる実践報告
・グループディスカッション

実践研究分科会「居場所と学びの実践」

実践研究分科会「多様な学びひと自己評価」

実践研究分科会「家庭を基盤とした学び(ホームエデュケーション)と訪問支援」

実践研究分科会「学びの場の経営」

実践研究分科会「スタッフの養成・研修」

調査報告「オルタナティブスクールの現状と課題～オルタナティブ学校実態調査より～」

法楽意見交換会

JDECミニティenk

多様な学びフェア
※学校外の学び場の実践者だけでなく、研究者も加わる「実践研究フォーラム」との合同開催

○フリースクールスタッフ養成研修講座

2001年のネットワーク結成以来、毎年開催している全国研修。
2010年、2011年、2012年、2013年、2015年は日本フリースクール大会と連続・同会場で行い、プログラムの一部を共有した。

フリースクールスタッフ・不登校支援者「養成・研修」講座 2015（秋）
2015年10月3,4日 東京都

基養講座「フリースクールとは何か・子ども中心の学びの実践」

フリースクールで育つた子ども・若者シンポジウム
ワークショップ「今の子どもをとりまく社会について」
スタッフシンポジウム「フリースクールで働くとは」
フリースクールからの進路

「発達障害」と不登校・フリースクール
困難な状況の子どもを支える
家庭で育つホームでエクエーション」

フリースクールの創り方・フリースクールスタッフの仕事
参加者によるプレゼンテーション「私はこんなフリースクールで子ともども過ごしたい」

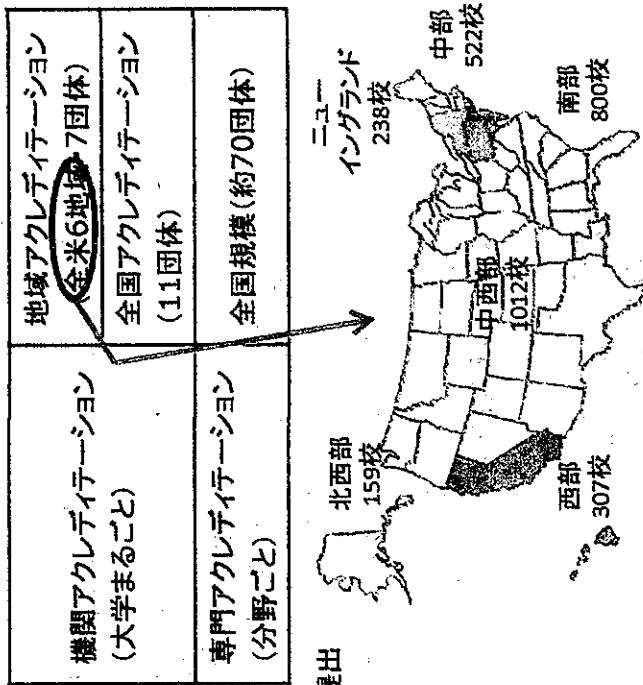
※2015年から、東京で行う研修は若手・新人の養成に重点を置き、中堅以上のスタッフ研修は「JDEC」及び多様な学び保障法を実現する会と共同開催する「多様な学び実践研究フォーラム」にて行うこととなつた。

米国高等教育のアカデミックショーショーについて

- ・米国の教育機関(特に高等教育)の質保証の根幹をなす制度
 - ・設置認可とは異なる「事後評価」
 - ・大学が、設定された「最低基準」を満たしているかを大学人が相互にチェックしあう=ピア・レビュー
 - ・大学が「自己研究」(日本の大学が行う「自己点検・評価」)の難
 - ・大学が「自己研究報告書」のアカレディーション団体評議会(評議会が大学人からなる評価チームを指名
 - ・評価チームによる「自己研究報告書」のチェックと「現地訪問」!
 - ・評価チームによる財務調査チームによる財務調査
 - ・関係者インタビュー、
 - ・評議会が評議会に報告
 - ・評議会が大学の代表者と面談
 - ・評議会がアカレディーションの可否を採決

5~10年に1度のサイクル*

*ニューアイラングランドの実践を参照



- ・ボランティア
 - ・「自分たちでやらなければ政権が手を出してくるだろう」
 - ・ピアによる相互評価
 - ・現在もシステム上おおむね独立・財政上は、「ほぼ完全に独立
 - ・2010年までは「ほぼ完全に政府から独立

自己点検評価書のチェック

財務調查手一六

(平成28年9月14日付け28文科初第770号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」別添3)

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のもとではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受けた際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく當利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たつては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

- 4 相談・指導スタッフについて
 - ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
 - ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それをを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
 - ③ 宿泊による指導を行うには、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。
- 5 施設・設備について
 - ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
 - ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

- 6 学校、教育委員会と施設との関係について

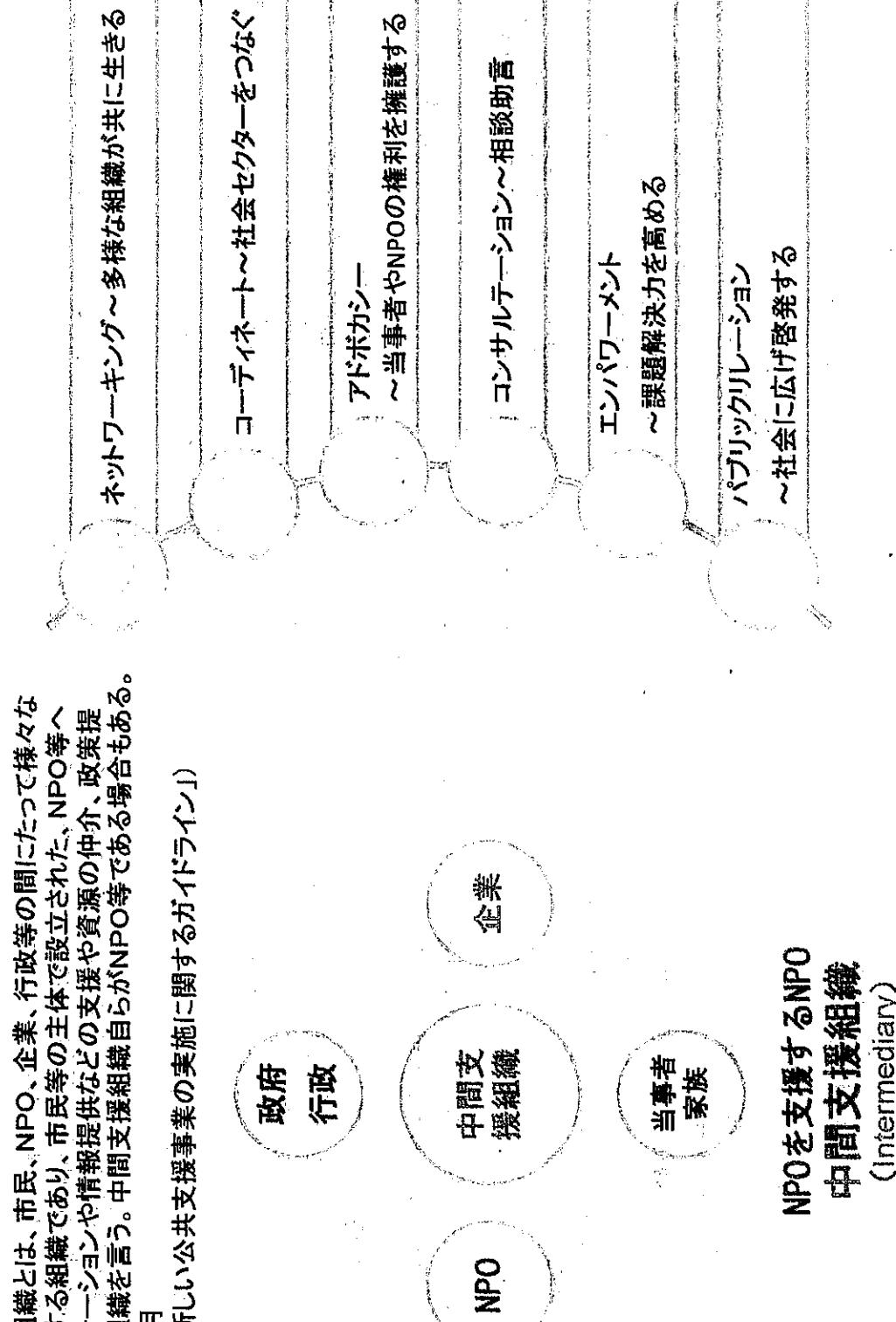
児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 7 家庭との関係について
 - ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
 - ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針いかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

中間支援組織

1. 趣旨

中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたつて様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。
(平成23年2月
内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)

2. 役割



NPO法人教育活動総合サポートセンター 学習支援・居場所づくり事業

【生活保護世帯対象】
↑
生活保護家庭の子ども

【不登校・いじめ対策】
↑
学習支援
居場所づくり

(1) 相談から学習支援の開始

- 1) 相談・面談
 - ・子どもの状態の確認
 - ・不登校の状態
 - ・発達上の課題
 - ・学力不振 等
 - ※その他、家庭の状況等子の背景

(2) 学習支援の開始

- 2) 学習支援の申請
 - 子が自ら学習活動申込書に記入
 - ・原則週2回、1回1時間
 - ・希望の学習日
 - ・希望の時間
 - ・学習したい教科

(3) 学校への報告

- 3) 学校への報告
 - 「出席状況報告書」を学校へ提出
 - ・月1回
 - ・出席回数
 - ・各教科の所見(学習担当者)

- 1) チェックシートによる児童生徒理解
 - 開始時期・定着期に実施
 - ・その1>
 - ・子どもの困っている状態
 - 第1群(学習)～第6群(いじめ)
 - ・その2>
 - ・子どもの発達上の課題
 - 第1群(学習)～第6群(状況理解の困難さ)
 - ※開始時期と定着期の子供の変容
 - ※個別支援計画の見直し等

- 2) 個別支援計画の作成
 - ・相談担当者> 初回面接時等の把握状況から
 - ① 支援開始時の子供の課題
 - ② 支援方針

- 3) 学習部との調整
 - ・学習担当者の決定・連絡
 - ・学習時間(曜日・時間)の決定
 - ↓
 - 保護者・本人に通知
 - 開始時期の学習状況
 - 学習計画

一定期間後、支援計画における状況を記入
※相談者と学習者が情報を共有し互いに連携して
子供の支援を行う

3) 「学習相談の記録」

茅ヶ崎市の児童相談等の取組 茅ヶ崎市こども育成相談課

○茅ヶ崎市の児童相談の特徴

- ・虐待予防から虐待まで対応
- ・機動性重視(こまめに情報交換)
- ・当事者参加

○学校・フリースクール等との連携

- ・市の児童相談から見たフリースクール等の位置づけ
⇒子どもの基本的な生活を実現する貴重な社会資源の一つ

- ・虐待対応、虐待予防における具体的な支援メニューの不足

ほしつ☆そだれん(子育て練習講座)
※3割引きで

ま・し・つ／



- ・虐待対応部門として需要の高い支援内容

⇒子どもの生活支援

生活の一部分のフォロー
〔
移動支援、学習支援、居場所、話し相手
家事・育児支援(技術の習得も含めて)〕

ほめる かかる つたえる 子育て 練習講座

- 市民向けと子どもに關わる機関の職員向けの「ほめる・かかる・つたえる子育て練習講座」
- しつけに関する親子の負担軽減や児童虐待の予防及び各機関の職員のスキル向上
- 家庭児童相談室や公立保育園において実施

今後フリースクール等と市町村の児童相談との連携頻度は増すと考えられる

児童相談所、一時保護所

横浜市児相における不登校相談数の推移と内訳

	H23	H24	H25	H26	H27
合計	203	129	127	134	85
電話相談	138 (68%)	69 (53%)	74 (58%)	57 (43%)	38 (45%)

対応の内容

- * 全体の約半数が電話相談→来所→来所にて個別相談紹介
- * 心理検査結果等伝え対応や適切な教育環境の調整
- * 通所を通して教育機関利用の準備
- * 横子連絡面接、家庭訪問、行事観察、医療機関

地域・家庭に根ざした支援

★児相の家庭訪問による支援

- * 不登校に特化した訪問事業はない
- * 地区担当児童福祉司（特に心理、医師も）訪問

★児童家庭支援センター

- * 民間にによる児童相談所の補完的な役割
- * 横浜市6か所（全区に設置予定）
- * 区役所との連携（ショートステイ、宿泊）
- * 27年度相談件数10,547件
- * 生活困窮者支援法による学習支援実績センターも

一時保護所における学習

★横浜市における学習支援体制

- * 有資格者（教員免許）名簿を所蔵
- * 月～金（週4日勤務）：8:45～17:15

▲課題

- * 一時保護の長期化→公教育に対する権利の剥奪
- * 様々な学生、能力、進歩度の異なる家庭
- * 同年齢児童の交遊機会の少なさ
- * ハート面の不調（精神、身体、学習用具）
- * 各種行事、校外学習機会などの少なさ
- * 出席規定の抜長影響（特に私立校）

★園児園との連携における課題

- * フリースクール（NPO）
- * 個人情報の取り扱いの問題（子供写真付加）

▲課題

- * 各スクールの属性の幅広さと情報不足
- * 学習や学校との連携性や連絡の問題
- * 【その也】
- * 公的支援機関・アクティビティの問題、訪問の少なさ
- * 児童相談所との問題（利用）

平成28年6月10日

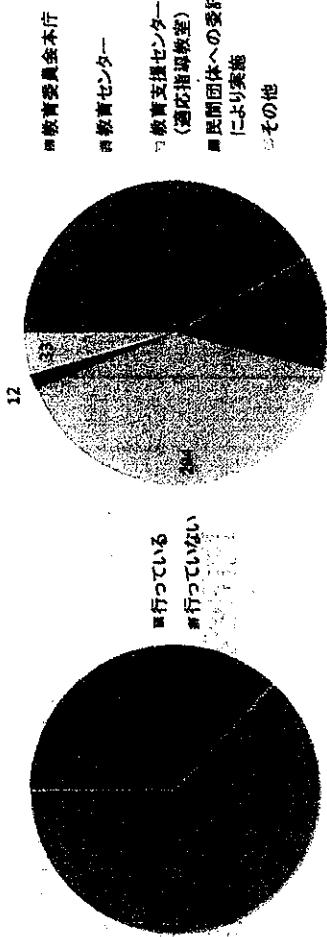
**訪問型支援及び保護者への情報提供に関する
実態調査について(文部科学省調査)**

**1 不登校児生徒やその保護者に対する
訪問型支援の実施状況①**

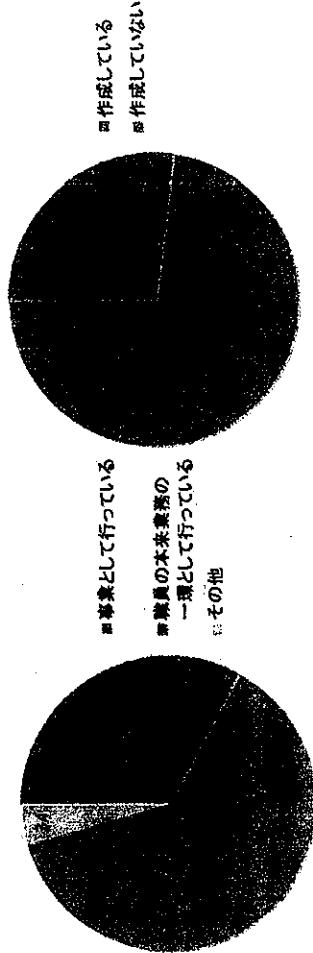
1-1 実施の有無
(n=1778)

- 調査の目的**
教育委員会における、不登校対応としての訪問型支援及び保護者への情報提供についての取組状況を把握し、今後の施策の推進に資するものとする。
- 調査時点**
平成28年2月
- 調査対象**
全都道府県教育委員会・市区町村教育委員会
- 主な調査事項**
 - 継続的・計画的な訪問型支援の実施状況
 - 訪問型支援を行う際の課題
 - 訪問型支援に係るマニュアルやガイドラインの作成状況
 - 保護者への情報提供の実施状況

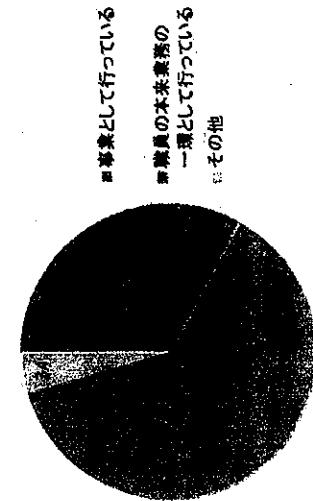
1-2 実施主体
(n=656)
※複数回答あり



1-4 支援計画作成の有無
(n=656)
※複数回答あり

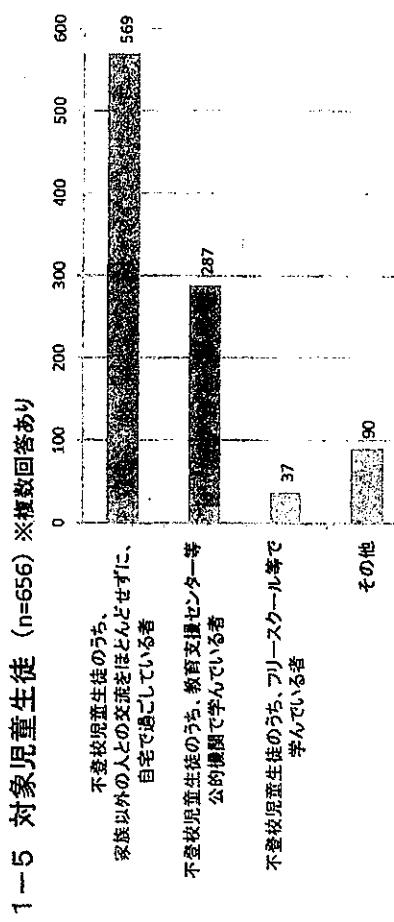


1-3 実施形態
(n=656)
※複数回答あり

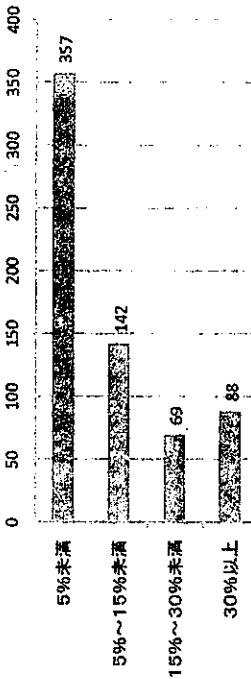


- 継続的・計画的な訪問型支援の実施状況
- 訪問型支援を行う際の課題
- 訪問型支援に係るマニュアルやガイドラインの作成状況
- 保護者への情報提供の実施状況

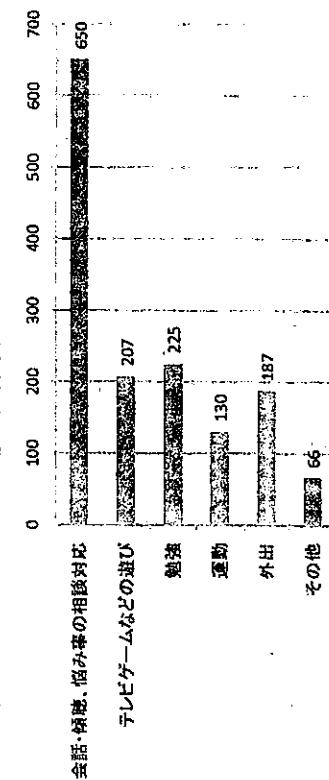
1 不登校児童生徒やその保護者に対する訪問型支援の実施状況②



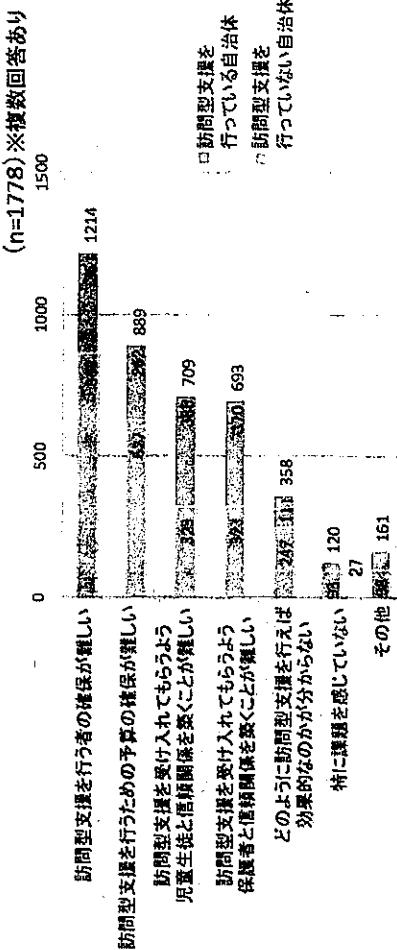
1—6 訪問型支援を行った児童生徒数の不登校児童生徒数に対する割合 (n=556)



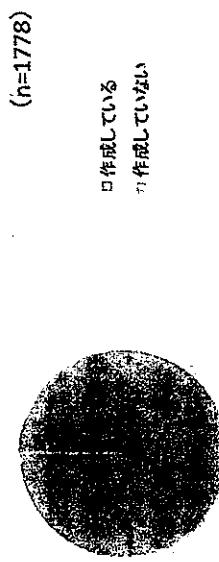
1—7 活動内容 (n=656) ※複数回答あり



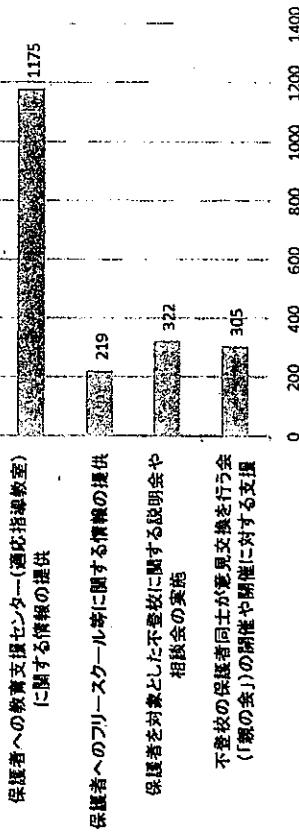
2 訪問型支援を行う際の課題



3 訪問型支援に係るマニュアルやガイドライン作成の有無



4 保護者への情報提供の実施状況



仙台市適応指導センター不登校対策事業（2017年2月現在）

- 仙台市適応指導センター「児遊の杜」および適応指導教室「杜のひろば」(市内7ヶ所)において、様々な理由で不登校となつた児童・生徒に対し、学校復帰への支援を行う。
- 「児遊の杜」では、引きこもり傾向のある子どもたちへの「訪問対応」や相談員と子どもが1対1で活動する「個別対応」を行い、「杜のひろば」では、不登校の児童生徒が小集団を形成して活動する「小集団対応」を行う。

適応指導事業

- 訪問対応…ひきこもり傾向
 - ひきこもり傾向の児童生徒
 - 月～土曜日の週1回
 - 2時間程度
 - 相談員2名(複数対応)
 - 内容:状態や興味・関心に応じた活動
- 個別対応…相談員と1対1の個別対応
 - 小集団に入れないので児童生徒
 - 月～金曜日の週1回
 - 9:30～15:30
 - 相談員1名
 - 内容:相談、学習支援、自主活動、スポーツ等
- 小集団対応…小集団での活動が可能
 - 小集団であれば他の児童生徒と一緒に活動できる
 - 月～金曜日の週5回の通級可能
 - 9:30～15:00
 - 相談員3名配置(ただし、「宮城野」は7名、「八木山」は5名配置)
 - 小集団での活動を通して学校復帰へ向けた支援
 - 内容:相談、学習支援、自主活動、スポーツ活動、創作活動等
- サポート体制事業
 - 学校支援事業
 - 不登校相談事業
 - 不登校支援ネットワーク事業
 - 不登校問題は社会全体で取り組むべき課題と考え、市民・大学・企業・行政などが、それぞれの特性を生かしながら相互にパートナーとして融合し、一体となって不登校の児童生徒や保護者を支援する仕組みづくりを行う
 - 平成28年度の参加団体数は25団体
 - ハートフルサポート事業
 - 市内の教職員ボランティアによる教育相談や自然体験活動等の企画・支援(「ハートフル土曜のひろば」「大倉地区での体験活動の開催）
 - 平成28年度のサポート率の登録者数は222名
 - ボランティア養成・活用事業
 - 保護者支援事業
 - 不登校児童生徒の保護者の悩みや不安を和らげるなど、心のケアを図る
 - 保護者が気軽に相談や話し合いができる、保護者自身が心を癒やされる交流の場
 - 年間20回実施

○ 第2・4土曜日、10:00～12:00
○ 「出前親の会」も実施

学校外で「学ぶ」子どもたちと スクールソーシャルワーカーの関わり

横井委員発表資料より作成

職務内容と資格

「スクールソーシャルワーカーの選考は、原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者又は活動経験の実績等がある者のうちから行うこと。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であつて、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから行うことも可とする。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ④学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ⑤教職員等への研修活動

(平成27年4月1日一部改正 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より)

模擬事例

フリースクール、教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所につながっていない子どもたち
(本文中の赤字部分がスクールソーシャルワーカーの関わりを表す)

- 弟妹の世話を担う事例（中学生）
—SC、校内の「別室学級」、市町村との連携
- 市外から転入、転入時から全欠席（小学校からの不登校）
—きょうだい（乳児含む）の数が多い
■弟妹を保育所に送り迎える姿が目撃されている
■担任の訪問に応じない
■SSWが家庭訪問、子どもが家庭教育児を見を担っている生活実態を把握
- 子どもに学校に別室登校する生徒のためのクラスがあることを情報提供
■別室登校を迎える学校の体制を調整、SCの関わりを学校に要請
- 学校管理職、教育委員会と相談の上、学校から市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局に家庭の実態を報告・相談、見守りネットワークを作る
- 母子保健を所管する部局の保健師と連携し、親の支援方法を検討

訪問型家庭教育支援の関係者の手引き(ポイント)

<資料31>

ならない

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと想われる情報をピントとして整理

訪問型家庭教育支援とは

訪問型家庭教育支援：この手引きでは、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OBやスクールワーカー、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に応対したり、情報提供を行ったりする活動のことをいいます。

目的：課題を抱え、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが支援を届け、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくこと

役割：①家庭の孤立化を防ぎ、家庭教育に觸れる問題の発生予防や早期発見につなげる
 ②チーム員が保護者の話を聞くことによる家庭教育の悩みや不安の解消
 ③保護者が学びの場などの場点につながることを支援
 ④不登校が専門的な対応が必要な問題に對しては専門機関の支援につなげる
 (チーム員が専門的な知識を持つ保護者を教えるよりも、保護者と同じ目線に立って寄り添うこと)に立てる

- 具体的な取組内容(主なもの)：①保護者からの相談への対応
 ②保護者に対する情報提供
 ③専門機関への相談へ

訪問型家庭教育支援の仕事

基盤会合

基盤会合の計画立案：

- 行政機関(教育委員会等)が中心となつて事業に取り組むことが重要
- 単独事業で考えるだけではなく、保護者に対する学習機会の提供や、親子の居場所づくりの事業など、他の家庭教育支援の事業との連携や、学校、保健・福祉などの関係機関との連携を考慮に入れ、家庭や子供を地域社会全体で支えていく取組の一つとして位置づける視点も大切

要項の策定等：

- トラブル防止のため、チーム員の身分や権限、実務に関する規定や、守秘義務・個人情報等の取扱いなどに關する規定を整備
- チーム員の身分証や名刺の作成
- 家庭訪問の際の対応方針(例：話を聞く姿勢、個別問題の対応の仕方など)をルール化
- 訪問時の相談内容などを記録する統一的な様式を作成するなど情報管理の仕組みづくり
- 連絡の仕組み：

 - ・関係機関で構成し、家庭教育支援チームの活動をバックアップする懇親会を整備
 - ・家庭訪問を受けたいた保護者が、学習機会や交流の場への参加などを通じて、いずれかの員になつていくという循環型の人材養成システムの形成による持続可能な支援体制構築が必要
 - ・チーム員は、事業実施主体(行政)と報告、相談等をしながら、支援対象とするか、専門機関等につなぐかを判断して各案件に対応

② 訪問型家庭教育支援の活動を行ふ

- ① 支援の必要な保護者の発見

学校や保健・福祉機関等との連携・協力体制をつくり、支援の要請を受ける。活動を保護者に周知

- ② 情報収集・事前評価(アクセスメント)

保護者や子供の課題やニーズを把握し、事前評価を行い、支援計画を立案

- ③ 家庭訪問(⇒4.)

複数名で訪問、事前に行政機関等から家庭に連絡

- ④ 訪問後の振り返り

チーム内で情報共有し、ケースの検討、次回の対応方針を決定

- ⑤ 家庭での支援を行う

- ⑥ 訪問の手続化

- 支援の方法：親や子との信頼関係を築くための話を聞く姿勢が大切

- 訪問の手續化や手帳：「身分証などの持ち物、適切な服装、マナー等の確認、子育て情報誌の活用

- ・事前打ち合せ、支援内容の振り返り、事業実施主体等への報告、ケース検討会議の開催

- ・基盤・トラブルの予防・対応：事故に備えた保険加入など

- ⑦ 訪問の手続化

- ・訪問の「入り口」「出口」として活動機会を活用する

- 相談、情報提供、学習・講座、親子参加型活動等を実施する家庭教育支援チームの活動拠点(公民館、保健所、幼稚園、小学校)、子育てサロン等の保護者・子育てサロン等への報告、支援機能を有する場所)を、訪問支援に結びつく「入り口」や、保護者の主体性を引き出す訪問支援の「出口」として活用

- ⑧ 訪問型家庭教育支援を行なう人材を育てる

- チーム員となる地域住民が訪問型家庭教育支援の活動の趣旨を理解し、普り高い關わる力、つながる・つなぐ力、等のチーム員として身につけることが望ましい力を継続的に高めたり、情報交換の場を持ったりすることが必要

事業の生徒に限り、其の不登校等の問題に對する指導

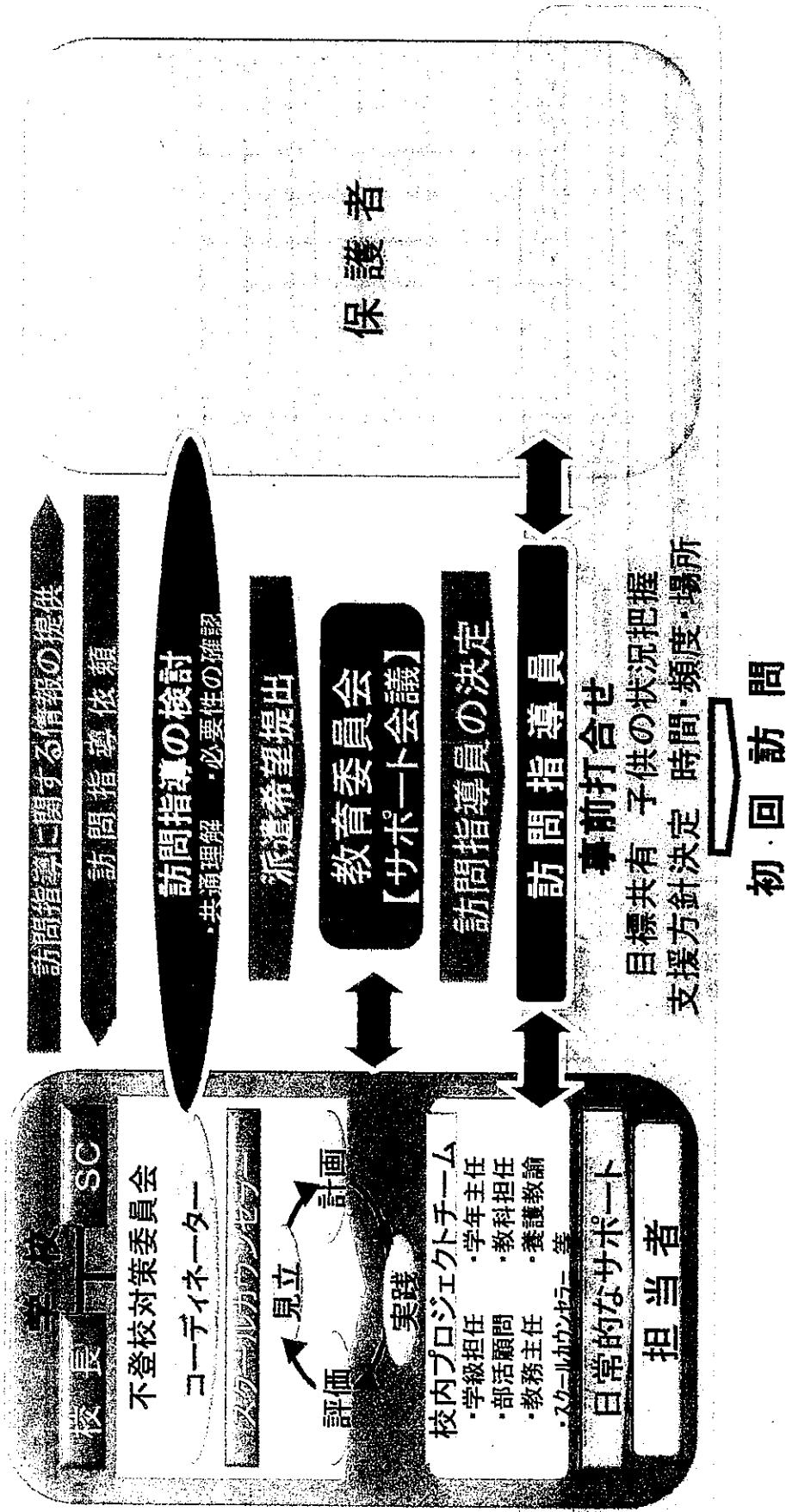
- ひきこもり又はひきこもり傾向にある不登校児童生徒の学校復帰や適応指導教室等への通級を目指し、訪問指導員が家庭を訪問して当該児童生徒やその保護者に対して指導・支援を行う

<訪問指導員の職務>

 - ・不登校児童生徒宅への家庭訪問
 - ・当該不登校児童生徒や保護者との相談活動
 - ・学校、適応指導教室等への訪問状況の報告

○訪問指導員数、訪問回数等 (H19~20年度)

訪問指導員數	延べ訪問回数	訪問指導員平均訪問回数	児童生徒平均訪問回数
32人	1, 283回	40. 1回	10. 8回



資料

児童生徒理解・教育支援シート(共通シート)

作成日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

作業用 HOLE(入力用)

卷之三

児童生徒理解・教育支援シート(試案)

主導権の行使度、不透明性、伏見連鎖の状況を算じ、「伏見町の変化等」

卷之三

三

三

三

兒童名

其
類
合

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

平成27年度補正予算額 640百万円

【目的・概要】

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するためのモデル事業を通じて、不登校児童生徒が自信を持つて学べる教育環境を整備

【内容】

I フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援（経済面・学習面・連携強化）

① 経済的支援

フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費（通学費、屋外での体験活動費など）を支援

② 学習支援

支援員が家庭訪問等を行うことにより学習状況等を把握し、状況に応じた学習支援・進路相談等を実施

③ 教育委員会とフリースクール等の連携強化

教育委員会とフリースクール等の連携強化による不登校児童生徒への支援体制の構築

II 教育支援センター等の設置促進支援

① 教育支援センターの設置促進

教育支援センター（適応指導教室）など、不登校児童生徒の状況に応じた学習の場の設置促進のためのコーディネーターの配置等

② 経済的支援

センターで学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費（通学費、屋外での体験活動費など）を支援
※ただし、Iの事業とセットの場合のみ

【支援の流れ等】

実施予定件数
メニュー毎にそれぞれ10件モデル事業
等を採択予定

都道府県等が行うモデル事業
(実施主体：市町村等)

イギリスに関する報告（要旨）

3. Home Education

植田みどり（国立教育政策研究所）

1. 教務教育に関する規定

- ① 1996年教務法第7条に規定されている。
 - ・義務教育段階の年齢にある全ての子供の保護者は、効果的なフルタイムの適切な教育機会を各々の子供に受けさせる義務を負う。適切とは、
 - a) 各々の子供の年齢、能力、適性に合うこと
 - b) 各々の特別な教育的ニーズに対応すること
 - その教育機会とは、学校への日常的な出席またはその他の機会（otherwise）である。
 - その他の機会（otherwise）としては、Home Education 等が行なわれている。

○イギリスでは中等教育修了資格試験（GCSE：General Certificate of Secondary Education）において合格点を取ることで義務教育を修了したことが認められる。

2. 教務義務教育の学校教育（別紙1参照）

○公費維持学校

① 特徴

・全額国庫負担で運営されている。

・公立学校、公営学校、公費独立学校から構成される。

- ・公立学校、公営学校は、全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務があるが、公費独立学校には、これらの義務がない。
- ・「有志団体立管理学校」「有志団体立補助学校」「地方補助学校」「アカデミー」「フリースクール」間では、建物の所有者や教職員の雇用者及び管理者に違いがある。
- ・公費独立学校の一つである「フリースクール」は、保護者や宗教団体等が設立主体となって新設される、あるいは私立学校が転換した学校である。

② 質の保証

・すべての公費維持学校は、教育水準監査院（Ofsted）による定期的な監査を受ける義務がある。

- ・Ofstedによる監査は、児童生徒の学習成果、教員学習の質、児童生徒の態度行動と安全管理、リーダーシップと経営の4つの観点から、4段階評価で行われる。監査の際には、児童生徒の学習成果（全国共通試験の結果等）につながる教授学習の質に重点を置いていた監査が実施される。

○私立学校

① 特徴

- ・国からの財政支援はない。
- ・財政的基盤が充実していて、国からの財政提供がなくとも、独立して運営できる伝統校が多い（例：イートン校）。

② 質の保証

- ・独立学校間の自主的な協会であるISCによる定期的な監査がある（ISC等の組織に所属していない独立学校にはOfstedの監査が入る）
- ・ISCによる監査は、学校の設立理念や教育方針等を考慮して行われる。

① 特徴

- ・保護者等が、学校以外の場で子供を教育することを選択する場合に行われる。
- ・保護者が単独で行う場合や、複数の保護者が集まって行う場合、Tutor 等を雇用して教育を行う場合など、様々な形態がある。
- ・教育内容、活動内容に関する規制はない（全国共通教育課程に従う必要なし）。
- ・正確な統計データはないが、2009年の教育省の統計では約23,000人（約0.2%）の子供が、Home Education を受けている。

- ・保護者等がHome Education を選択する場合は、居住する学区の学校長に申し出る必要がある。申し出を受けた学校長は地方当局に報告する。その後、地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）との面談を経た上で、適切な教育が提供されると承認された場合に登録が完了する。

<事例> Leicestershire County Councilにおける登録手続き

- ① 居住する学区の学校長に、保護者が文書で通知する
- ② 通知を受けた校長は10日以内に地方当局内のPupil Serviceに報告する
- ③ Pupil Serviceは通知内容を確認するために現地機関、保護者と連絡を取った上で、Home Education Officerに報告する
- ④ 8週間以内に地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）が、保護者に面談を申し込み
- ⑤ 地方当局の担当者は、保護者と面談し、教育計画等について諮詢した上で、適切な教育が行われるかどうかを判断し、その結果を保護者に報告する
 - ・1回の面談で適切と判断できない場合は、4～6週間以内に再度面談する
 - ・1回の面談で適切と判断できなかった場合は、本題の文章を保護者に送付する
- ⑥ 面談において適切と判断できぬ場合は、保護者に、学校への出席を戒める。保護者の合意が得られない場合は、Pupil Service's Court Teamが対応することとなる。

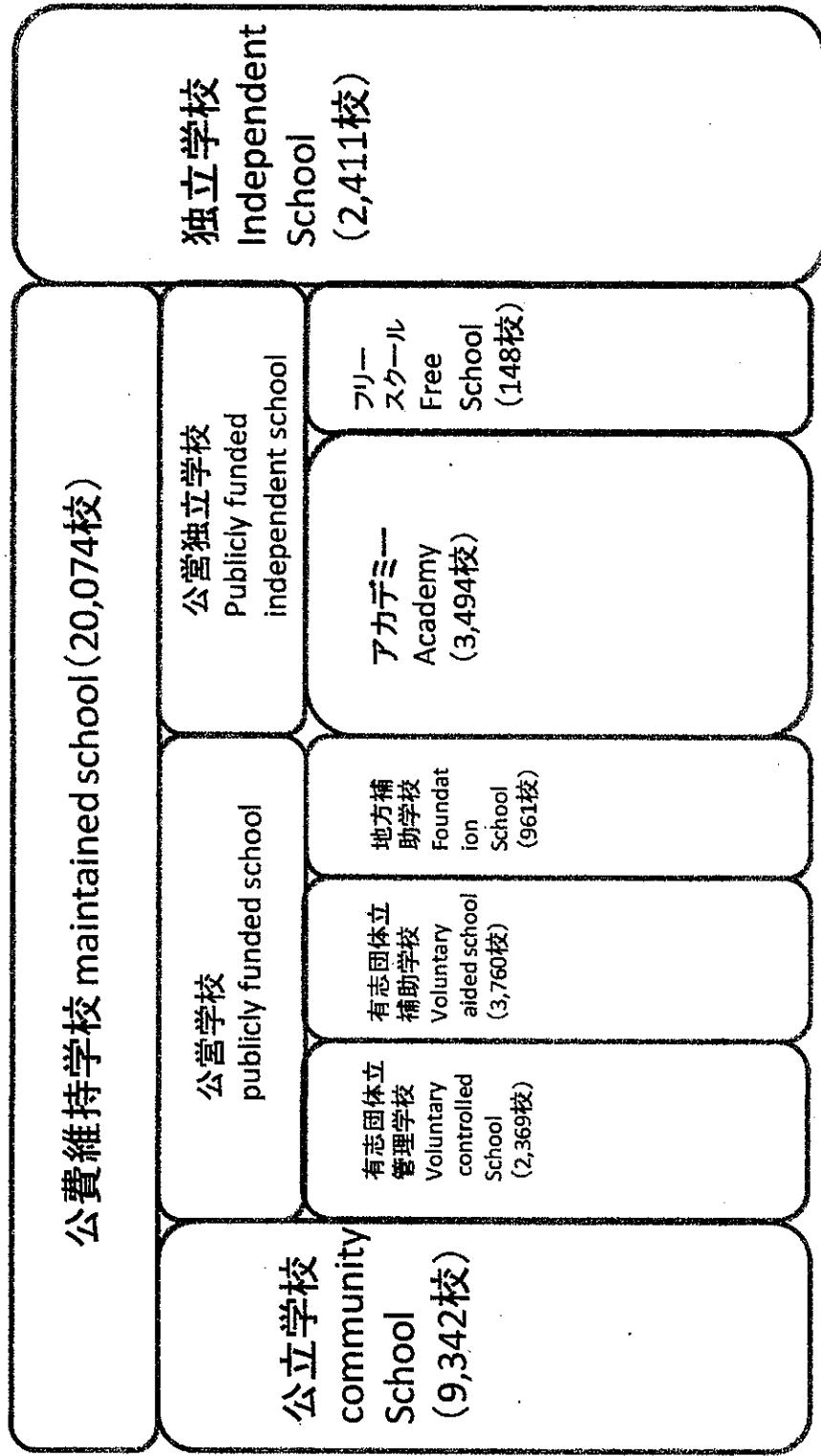
② 質の保証

- ・教育活動の内容及び成果については、地方当局の担当者の定期的な訪問（概ね年1回）を受け、報告すると同時にチェックを受ける。
- ・また、児童生徒の福祉（安全、衛生を含む）については、地方当局の監査を受ける。
- ・地方当局は、Home Education を行う保護者等に、学校のカリキュラムの内容、民間の支援団体、教材などについて情報提供を行っている。
- ・支援組織が充実しており、民間の支援団体が多数ある（理念、精神的なものから、教材支援まで多様）。

（例）

- * Education Otherwise * Human Scale Education
- * ACE * Home Education in the UK
- * Home Education * Home Education UK
- * Oxford Home Schooling & Education

イギリスの学校制度



* 学校数には、特別支援学校、Pupil Referral Units、CTCs、University Technical Colleges、Studio Schoolsは含まれない
* 学校数は2014年1月現在

<出典:DfE, Schools, pupils and their characteristics : January 2014, June 2014>

<資料36>

アメリカに関する報告（要旨）

（国立教育政策研究所：本多正人）

1：義務教育の制度上の枠組み

(ア) 就学の義務(compulsory school attendance policies)

○ 連邦法ではなく各州の州法 (CodeまたはStatute) の規定による。

○ 義務教育年齢も州によって異なる（開始年齢5歳～8歳、修了年齢16歳～18歳、年限10年～13年）。

(イ) 公立学校教育義務の代替

オレゴン州の例

「7歳から18歳までの子供で第12学年を終していないすべての子供は、全日制公立学校に学期中出席しなければならない」(Or. Rev. Stats. §339.010(I))。

○ 「以下の各条に該当する場合は、全日制公立学校への出席を求められない。

(a) 私立または教区立の学校において、公立学校の第1～12学年に対して通常数えられている学習指導要領による教育を受けた場合及び1994-95学年度の公立学校での出席すべき日数と同等の期間の教育を受けた場合、…(略)…(e) 親又は法律上の保護者により子供の家庭において教育を受けた場合、…(略)」
(Or. Rev. Stats. § 339.030(1))

○ ヴィスコンシン州の例
「法§118.165(l)に定める基準をすべて満たしたホームスクール (home-based private educational program)に基づく教育をもつて公立学校又は私立学校への出席に替えることができる。」(Wisconsin Statutes § 118.165(l))。

○ 親の教育の自由としての私立学校選択の自由

ピアス事件判決 (Fierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510(1925)), ゼルマン事件判決 (Zalman v. Simmons-Harris, 565 U.S. 639(2002))などが知られる。

2. 義務教育を行う場（別紙参照）

(ア) 公立学校

○ 管轄上の区分

最も一般的な学校を普通教育学校(regular school)とし、その他に特別支援教育(special education), 職業教育(vocational/technical education), 普通教育校では満たせないような児童生徒のニーズに応えること等を目的とするオルタナティブ教育(alternative education), 人種・民族の異なる児童生徒を引き寄せせるような工夫がされたマックススクールなどの学校に分けられている。また、近年、チャータースクール(チャーター契約に基づいて運営される学校。運営経費は公費で負担される。様々な規制の適用除外がある代わりに契約時の業績目標を達成できない場合は開設率の措置がありうる。公立学校児童生徒の4.2%が在学 (2012学年度) が増加傾向にある。

(イ) 私立学校

○ 性格

・3～9州で、教育課程に対する規制が設けられている。

・州政府による支援として教科書の貸与やスクールバスの利用などはあるが、経常費補助のような財政補助はない。

・授業料の平均額は8,549ドル(2008学年度)

○ 質保証

・ほとんどの州で、州または地方学校区に対する報告と記録保管の義務を課している（ミシガン州とオレゴン州以外）。

(例) サウスカロライナ州の場合

地方学校区の教育長に対して、在籍児童生徒数、出席者数、成績付与又は実際に行った教育活動の証拠を報告する義務があり、所定の期日に間に合わない場合は罰金も課せられる。(S. C. Code §59-13-30)

(ウ) ホームスクール

○ 性格

・ホームスクール法
就学の義務に関する法令のほか、ホームスクール法(Home School Law)を制定する場合や私立学校法(Private School Law)の枠内で運用する場合（ヴィスコンシン州、ネブラスカ州などがある。
・呼称の多样性
homeschool以外にも、"home education program" (ペンシルベニア州), "home instruction" (ウェスバーペンシルベニア州), "個別家庭教育計画(individualized home instruction plan)"による就学義務の代替(ニューヨーク州)などと称する場合がある。

○ 質保証

① 申請書又は意思の通知書(notice of intent)の提出
4.0州で、ホームスクールを運営する際に、申請書又は意思の通知書(notice of intent)の提出を求める。州政府に提出する場合や、ホームスクールが実施される地域の教育委員会に提出する場合などがある。

(例) メーン州の場合

児童生徒の親又は保護者の住所、氏名、署名、児童生徒の氏名・年齢、開始日、当該プログラムが英語、数学、理科、社会、体育、保健、ermen学習、コンピュータスキル学習に関する少なくとも年間175日の学習日により行うことの宣言、及び当該プログラムが児童生徒の毎年の評価を含むものであることの宣言を記載した意思の通知書を書面により、児童生徒が居住する地域の教育行政機関及び州教育長に、当該プログラムを開始する日の10日前までに提出しなければならない。(Me. Rev. Stat. Ann. Title 20A, §§5001-A Sub. 3A(1)(4))

② 報告や記録保管の義務

3.6州で、ホームスクール実施者に報告義務や記録保管の義務を課している。
(例) サウスカロライナ州の場合
児童生徒が普通教育 regular education を受けたことを示す証拠として、授業計画(plan book), 活動日誌、または保護者と児童生徒が実際に実施した授業の教科及び実際に從事した活動を示すその他の文書、児童生徒が制作した作品サンプルのポートフォリオ、児童生徒の学習評価の記録を保管し、地方教育行政機関の求めによる監査(finspection)に備えなければならない。(S. C. Code §59-65-40(A))

③ 学力テスト

9州で、全てのホームスクールの生徒に学力テストの受験を義務付けている。
(例) サウスカロライナ州の場合
学年段階相当と州が認める段階の統一テストと Basic Skills Assessment Program に参加しなければならない。(S. C. Code §59-65-40(D))

義務教育を行う場の分類(カッコ内は児童生徒数)

義務教育 (61,657,000) ※1	公立学校			非公立学校 non public		
	義務教育 (48,273,539)	特別支援教育 (195,161)	職業教育 (159,905)	マグネット (2,248,177)	チャーター (2,057,599) ※3	ホームスクール (1,778,000) ※2
	普通教育 (48,256,120)	オールクナ ティブ教育 (627,515)		私立学校 (4,494,845) ※2		宗教系の学校 (3,605,037) ※1
					非宗教系の学校 (889,807)	カトリック 学校 (1,928,388) その他宗派 の学校 (1,876,649)
						普通教育 (611,528)
						特別支援 教育 (104,505)

※1:参考数値のため各数値の合計とは一致しない。

※2:私立学校及びホームスクール児童生徒数は、2012学年度の推計値。

※3:マグネットスクールとチャータースクールの児童生徒数は、義務教育～オールタナティブ教育までの児童生徒数の内数。

出典:Broughman,S.P., and Swaim,N.L.(2013). *Characteristics of Private Schools in the United States: Results From the 2011-12 Private School Universe Survey* (NCES 2013-316). U.S. Department of Education.

U.S. Department of Education. *Digest of Education Statistics 2013*. Table 216.20. Table 206.10.